

平成 2 2 年度
首都圏広域地方計画の推進状況について

平成 2 3 年 1 2 月
首都圏広域地方計画協議会

序

1. 首都圏広域地方計画について	1
2. モニタリングの基本的考え方	2
3. 東日本大震災について	3

首都圏広域地方計画の推進状況について

1. 首都圏を取り巻く状況について	15
2. 各プロジェクトの進捗状況について	20
(1) 国際ビジネス拠点強化プロジェクトについて	20
(2) 産業イノベーション創出プロジェクトについて	24
(3) 太平洋・日本海ゲートウェイプロジェクトについて	28
(4) web（蜘蛛の巣）構造プロジェクトについて	31
(5) 少子高齢化に適合した すべての人にやさしい地域づくりプロジェクトについて	35
(6) 利根川・荒川おいしい水プロジェクトについて	40
(7) 街道・歴史まちづくりプロジェクトについて	42
(8) 農山漁村の活性化プロジェクトについて	44
(9) 大規模地震災害対策プロジェクトについて	48
(10) 風水害対策プロジェクトについて	51
(11) 火山噴火災害対策プロジェクトについて	54
(12) 地球温暖化対策プロジェクトについて	57
(13) 森林・農地保全推進プロジェクトについて	60
(14) 南関東水と緑のネットワーク形成プロジェクトについて	63
(15) 泳げる東京湾・水環境再生プロジェクトについて	66
(16) 泳げる霞ヶ浦・水質浄化プロジェクトについて	68
(17) 循環型社会形成推進プロジェクトについて	69
(18) 南関東大気汚染対策プロジェクトについて	71
(19) 広域観光交流推進プロジェクトについて	74
(20) 地域間交流・二地域居住推進プロジェクトについて	77
(21) 北関東多文化共生地域づくりプロジェクトについて	79
(22) 富士箱根伊豆交流圏プロジェクトについて	80
(23) みんなの尾瀬を みんなで守り みんなで楽しむ プロジェクトについて	82
(24) F I T 広域交流圏プロジェクトについて	84
3. 各戦略目標の達成状況	86

総括的な評価

序

1. 首都圏広域地方計画について

首都圏広域地方計画（以下、「本計画」という。）は、平成 20 年 7 月に閣議決定された「国土形成計画（全国計画）」を受け、首都圏の自立的発展に向けた今後 10 年のグランドデザインとして、平成 21 年 8 月に決定された。

本計画の策定に当たっては、広域首都圏の 1 都 11 県及び 4 指定都市、経済団体等で構成される「首都圏広域地方計画協議会」（以下、「協議会」という。）において、地域主導で検討・協議を重ねるとともに、有識者懇談会、市町村からの計画提案、パブリックコメントなどにより多様な意見の反映を図った。（なお、相模原市は平成 22 年 4 月 1 日に指定都市に指定され、協議会の構成員となった。）

本計画は、21 世紀前半期を展望しつつ、今後概ね 10 年間を計画期間とし、グローバル化の進展やアジア諸国の台頭に対応し、首都圏がその巨大集積と地域資源を活かして日本全体だけでなく世界の発展に寄与する圏域を目指すという趣旨で、「世界の経済・社会をリードする風格ある圏域づくり」をキーコンセプトとしている。そして、21 世紀の新たな首都圏の将来像として、5 つの戦略目標－方針 1：日本全体を牽引する首都圏の国際競争力の強化 方針 2：人口約 4,200 万人が暮らしやすく、美しい地域の実現 方針 3：安全で安心な生活が保障される災害に強い圏域の実現 方針 4：良好な環境の保全・創出 方針 5：多様な主体の交流・連携がより活発な圏域の実現－を掲げるとともに、それらの実現に向けた地域戦略として、広域的に連携して重点的に取り組むべき施策をパッケージにした 24 の戦略プロジェクトを設定している。

計画の対象区域

本計画は、首都圏（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県の 1 都 7 県の区域を一体とした区域）を計画の対象区域とし、隣接する福島県、新潟県、長野県及び静岡県については、本計画に密接な関係を有すると認められる事項に関して、計画に盛り込んでいる。（首都圏とこれらの隣接する 4 県の区域を一体とした区域を「広域首都圏」と称している。）

キーコンセプト（副題）

世界の経済・社会をリードする
風格ある圏域づくり

戦略目標

- 方針 1 日本全体を牽引する首都圏の国際競争力の強化（関連プロジェクト 1～3）
- 方針 2 人口約 4,200 万人が暮らしやすく、美しい地域の実現（関連プロジェクト 4～8）
- 方針 3 安全で安心な生活が保障される災害に強い圏域の実現（関連プロジェクト 9～11）
- 方針 4 良好な環境の保全・創出（関連プロジェクト 12～18）
- 方針 5 多様な主体の交流・連携がより活発な圏域の実現（関連プロジェクト 19～21）

プロジェクト

- 1 国際ビジネス拠点強化PJ
- 2 産業イノベーション創出PJ
- 3 太平洋・日本海ゲートウェイPJ
- 4 web(蜘蛛の巣)構造PJ
- 5 少子高齢化に適合したすべての人にやさしい地域づくりPJ
- 6 利根川・荒川おいしい水PJ
- 7 街道・歴史まちづくりPJ
- 8 農山漁村の活性化PJ
- 9 大規模地震災害対策PJ
- 10 風水害対策PJ
- 11 火山噴火災害対策PJ
- 12 地球温暖化対策PJ
- 13 森林・農地保全推進PJ
- 14 南関東水と緑のネットワーク形成PJ
- 15 泳げる東京湾・水環境再生PJ
- 16 泳げる霞ヶ浦・水質浄化PJ
- 17 循環型社会形成推進PJ
- 18 南関東大気汚染対策PJ
- 19 広域観光交流推進PJ
- 20 地域間交流・二地域居住推進PJ
- 21 北関東多文化共生地域づくりPJ
- 22 富士箱根伊豆交流圏PJ
- 23 みんなの尾瀬をみんなで守りみんなで楽しむPJ
- 24 FIT広域交流圏PJ

※ 2 2～2 4 については、首都圏域を越え複数の方針にまたがる施策横断的なプロジェクト。

2. モニタリングの基本的考え方

本計画においては、計画の実効性を高め、着実な推進を図るため、毎年度、各プロジェクトの進捗状況をモニタリングするとともに、その推進に向けた課題への対応等について検討することとされており、これを受け、24の戦略プロジェクトについて、モニタリング指標を設定し、進捗を把握することとした。

また、このほか、人口、域内総生産など首都圏を取り巻く状況について、9つの全国共通指標により、定量的な評価を行うこととした。

なお、戦略プロジェクトの推進体制として、プロジェクトごとに、協議会の構成員からなるプロジェクト推進チームを設置し、着実な推進を図ることとした。

3. 東日本大震災について

1) 首都圏における被害

首都圏広域地方計画においては、中央防災会議でも指摘されている首都直下地震等の大規模地震の発生を想定し、地震・津波対策を推進するための取組を位置付けているが、東日本大震災が今後のプロジェクト推進に係る具体的な取組に影響を与えることが想定されるため、平成22年度のフォローアップにおいては、地震の概要や被災の状況等を取りまとめた。

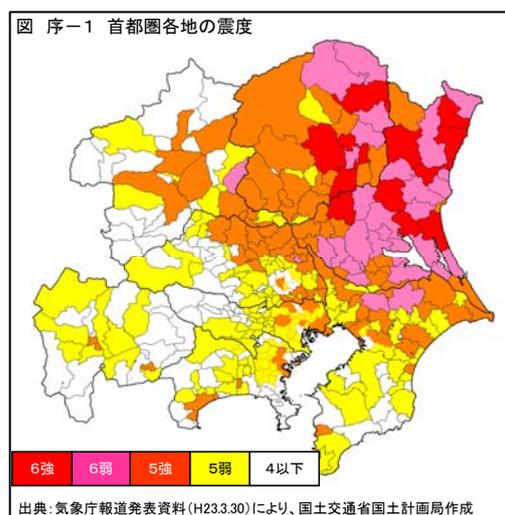
i 首都圏における被害の概況

平成23年3月11日（金）14時46分に、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」が発生し、宮城県栗原市で震度7、宮城県、福島県、茨城県及び栃木県の多くの市町村で震度6強となるなど広い範囲で強い揺れを観測した。本震から5ヶ月を経過した8月11日現在でも、この巨大な地震による余震が続いており、マグニチュード5.0以上の地震が550回以上観測されている。また、太平洋沿岸を中心に高い津波を観測し、特に東北地方から関東地方の太平洋沿岸に大きな被害が生じた。

東日本大震災の被害をみると、死者・行方不明者数は20,423名にのぼり、住宅被害棟数は全壊・半壊が258,350棟となっている（消防庁災害対策本部のまとめ（8月11日18時現在））。また、電気、ガス、鉄道、公共土木施設等のライフライン・公共施設の損壊、福島第一原子力発電所の事故、民間事業者の生産設備の損壊、サプライチェーンの分断等、国民の生命・財産のみならず、社会経済活動の全般にわたって甚大な被害が生じている。

首都圏についてみると、最大震度は、茨城県・栃木県内で観測された震度6強で、他の都県内でも震度5弱以上の強い揺れを観測した（図 序-1）。政治・経済の中核機能が集積する東京23区においても、すべての区で震度5弱以上となった。今回の地震のように、首都圏で最大震度6弱以上を観測し、首都圏のほぼ全域で強い揺れを観測したのは、1923年の関東地震（関東大震災）以来のことであった。

この影響により、東京湾岸を中心に広い範囲にわたり液状化現象が起こるとともに、茨城県及び千葉県太平洋沿岸を中心に津波が発生した。首都圏の被害状況をみると、死者・行方不明者数は63名、住宅被害棟数は全壊・半壊が33,162棟となり（図 序-2）、多くの地域で電気、ガス、上下水道、通信等のライフラインの稼働停止、公共土木施設の損壊があったほか、千葉縣市原市での石油コンビナート火災等、民間事業者の生産設備にも大きな被害が生じた。また、発災日においては、首都圏の主要な鉄道の運行停止に伴い大量の帰宅困難者が発生するとともに、サプライチェーンの分断、物流

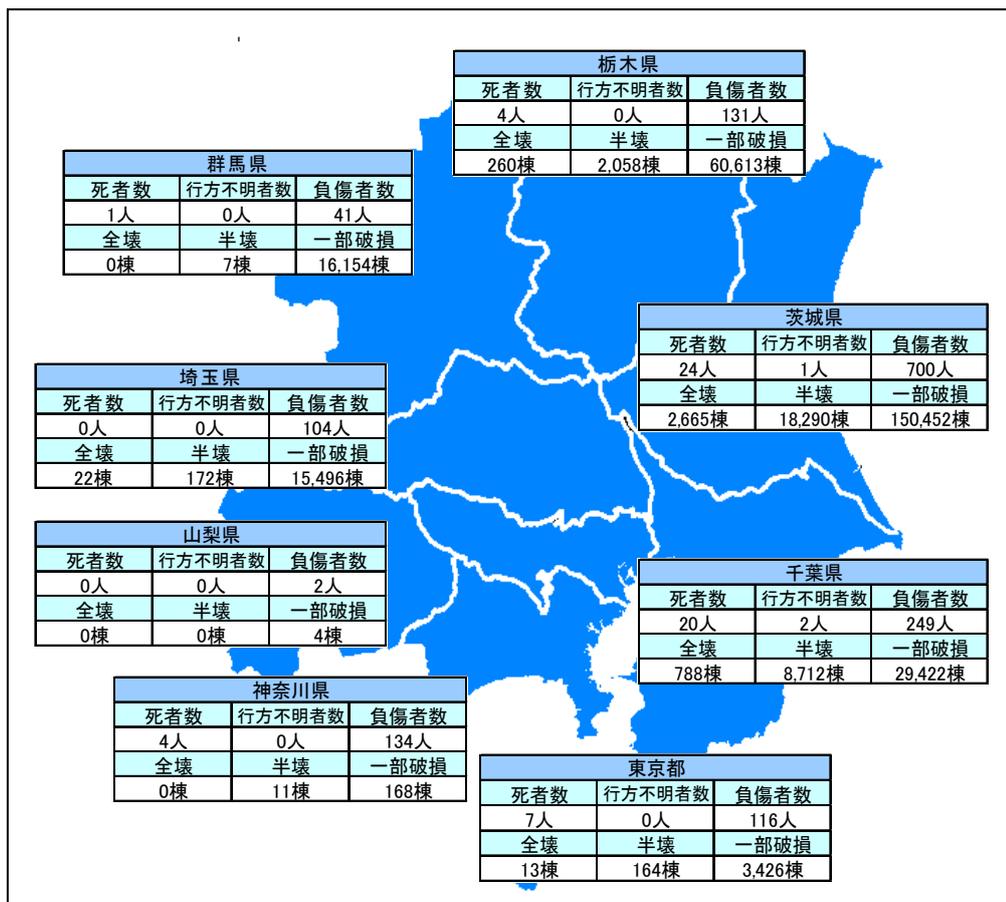


の停滞も発生した。

一方、福島第一原子力発電所の事故に起因する計画停電の実施等による経済活動の停滞、外資系企業や大使館の首都圏からの退避及び農林水産物や観光地等に対する風評被害が発生した。

更に、生活必需品の買占め行為の発生、消費マインドの悪化、外出や各種行事の自粛・延期等、被災していない国民の心理的な影響によるものも含め、首都圏にも大きな影響をもたらした。

図 序-2 首都圏の被害状況(平成23年8月11日現在)



出典：消防庁災害対策本部「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について(第136報)」により首都圏広域地方計画推進室作成

表 序-1 首都圏のライフライン及び主な公共土木施設の被害状況

都県名	停電軒数 (計画停電を除く)	水道断水戸数	都市ガス 復旧対象 戸数	道路通行止 め区間数		河川被害 箇所数 (上段)	港湾施設・ 港湾局所管 海岸保全施 設被害箇所 数	下水道施設 被害数		
				直轄国道 (上段)	補助国道 (中段)			土砂災害 件数 (下段)	管きよ(km) (上段)	マンホール 箇所数(下)
				県道等 (下段)						
茨城県	約86万	約47万	37,597	6 27 95	702 24	174	208 4,727			
栃木県	約56万	約6万	0	1 5 17	45 11	0	1 10			
群馬県	約21万	約0.3万	0	0 1 0	6 1	0	0 0			
埼玉県	約36万	約0.1万	150	0 0 7	66 0	0	0.006 6			
千葉県	約35万	約37万	8,889	2 7 15	359 15	29	81 1,805			
東京都	約12万	約2万	0	0 0 1	17 0	28	27 212			
神奈川県	約130万	約0.3万	420	2 0 2	0 0	31	0.6 13			
山梨県	約15万	約0.4万	0	0 0 0	0 0	0	0 0			
首都圏 合計	約391万	約93万	47,056	11 40 137	1,194 51	262	317.606 6,773			

注1: 停電軒数は、把握しうる最大停電軒数。

注2: 水道断水戸数は、把握しうる最大断水戸数。

注3: 「都市ガス復旧対象戸数」は供給停止戸数から、地震・津波による家屋倒壊等が確認された戸数を除いたもの。

注4: 道路については、上記のほか、東北自動車道、常磐自動車道、北関東自動車道、東関東自動車道、東京外郭環状道路、首都圏中央連絡自動車道、東水戸道路、京葉道路、首都高速道路の計9路線が通行止めとなった。

注5: 河川被害箇所数は、国・県管理河川の被害箇所数で、国土交通省所管の河口堰等の施設を含む。なお、茨城県と千葉県にまたがる河口堰等の施設の被害は、それぞれの県の被害として計上しているため、首都圏合計と一致しない。

資料: 停電軒数については、東京電力からの聞き取り(平成23年3月11日15時現在)、水道断水戸数については、各都県からの報告を厚生労働省が取りまとめたもの(平成23年4月28日現在)、都市ガス復旧対象戸数については、日本ガス協会「東日本大震災による都市ガス供給の停止状況について(第58報)」(平成23年4月28日)、道路通行止め区間数については、国土交通省道路局調べ(平成23年4月28日現在)、河川被害箇所数については、国土交通省河川局調べ(平成23年4月28日現在)、土砂災害件数、港湾施設・港湾局所管海岸保全施設被害箇所数、下水道施設被害数については、国土交通省「東日本大震災(第57報)」(平成23年4月28日)、により国土交通省国土計画局作成

ii 津波による被害状況

首都圏においても、海岸線のほぼ全域で津波が観測された。なかでも茨城県及び千葉県東部の太平洋沿岸では高い津波が観測され、その浸水面積は両県あわせて約40 km²となった。この津波により、首都圏においても複数の死者、行方不明者が出ているほか、家屋の損壊、漁船の流出、宅地・農地の冠水、港湾施設等の公共施設の損壊等の被害が発生している。

写真 序-1 津波により浸水した大洗町役場玄関前



写真提供: 茨城県大洗町

表 序-2 津波による浸水範囲の概算面積(国土地理院調査)

茨城県	浸水面積 (Km2)	市町村面積	浸水被害面積比率	千葉県	浸水面積 (Km2)	市町村面積	浸水被害面積比率
北茨城市	3	187	1.6%	銚子市	1	84	1.2%
高萩市	1	194	0.5%	旭市	3	130	2.3%
日立市	4	226	1.8%	匝瑳市	1	102	1.0%
東海村	3	37	8.1%	横芝光町	1	67	1.5%
ひたちなか市	3	99	3.0%	山武市	6	146	4.1%
水戸市	1	217	0.5%	九十九里町	2	24	8.3%
大洗町	2	23	8.7%	大網白里町	0.5	58	0.9%
鉾田市	2	208	1.0%	白子町	1	27	3.7%
鹿嶋市	3	106	2.8%	長生村	1	28	3.6%
神栖市	3	147	2.0%	一宮町	1	23	4.3%
小計	23	1,444		小計	17	689	

注1: 浸水面積は、水田、集落への浸水、がれきなどの痕跡から浸水位置を空中写真及び衛星画像で判読して算出(数値は湖沼、内水面を含む)。

注2: 数値は浸水面積が0.5未満の場合は0.5とし、それ以上は1?単位で四捨五入。そのため市町村毎面積の合計と合計値は一致しない。

注3: 調査対象は津波による浸水被害があったと想定される太平洋沿岸全域(青森県下北八戸沿岸~千葉県九十九里浜沿岸)。

注4: 市町村面積は「全国都道府県市区町村別面積調(平成22年10月1日現在:国土地理院)」による。

資料: 国土地理院「津波による浸水範囲の面積(概略値)について(第5報)」(平成23年4月18日)により国土交通省国土計画局作成

写真 序-2 津波による被害(大洗港フェリーターミナルより)



写真提供: 茨城県大洗町

写真 序-3 津波による倒壊家屋と押し寄せたがれき



写真提供: 千葉県旭市

iii 液状化による被害状況

首都圏における特徴的な直接被害のひとつとして、液状化による被害があげられる。

液状化の発生は、関東地方全体で少なくとも96の市区町村で確認され、震源に近い茨城県が36市町村で最も多く、次いで千葉県が25市町村であった(図 序-3)。

液状化による被害が大きかった浦安市においては、市域の4分の3が埋立地であり、その埋立地の一部が液状化し、噴砂、浸水及び地盤沈下が起こった。それに伴い、家屋、電柱等の沈下や傾倒、下水道等の地下構造物の損壊、マンホールの抜上り等が数多く発生した。

図 序-3 関東地方の液状化発生地点の分布



出典: 国土交通省関東地方整備局

写真 序-4 液状化によってせり上がったマンホール



写真提供:千葉県浦安市

写真 序-5 液状化によって傾いたバス停



写真提供:千葉県浦安市

iv 電力供給の低下

首都圏及び静岡県の一部に電力を供給する東京電力（株）は、3月11日の東日本大震災の影響により、福島県、茨城県及び栃木県を中心に管内の原子力発電所、火力発電所及び水力発電所の一部の運転を停止したため、予想される電力需要に対する電力供給ができなくなった。特に福島第一原子力発電所においては、放射性物質の放出を伴う事故が発生した。このため、東京電力は、首都圏における予見性のない大規模停電を回避すべく、3月14日から首都圏のほぼ全域（荒川区・足立区以外の東京23区を除く。）を対象地域とし、地域内を5つのグループに分割して、グループごとに1回当たり3時間の停電を輪番で実施する計画停電を実施した。

写真 序-6 停電によって止まった信号機



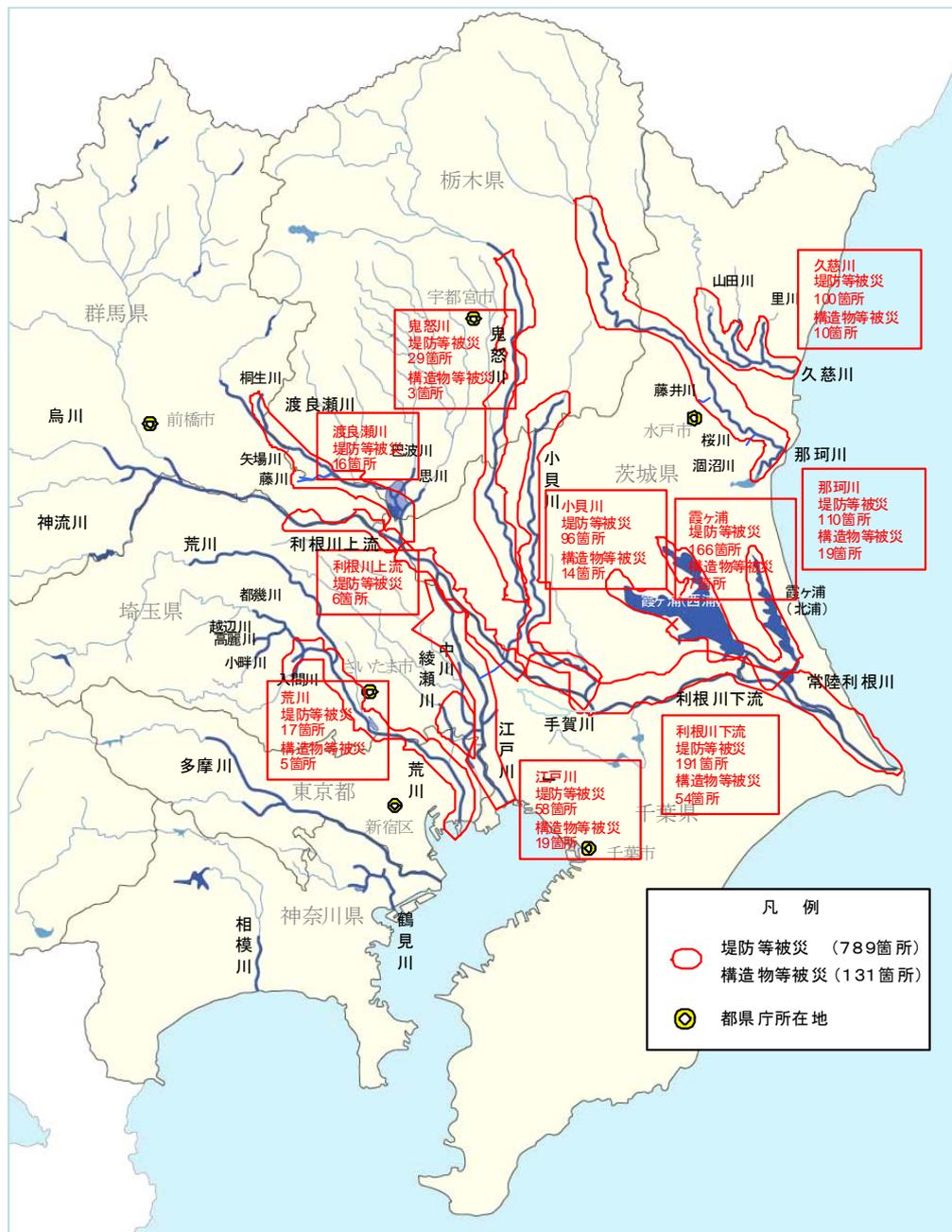
写真提供:茨城県常陸太田市

2) 主な被災と復旧状況

i 直轄河川の被災と復旧状況

首都圏を流れる利根川、江戸川、霞ヶ浦（常陸利根川）、荒川、久慈川、那珂川で地震による液状化等により、広範囲にわたり堤防等の河川管理施設が被災した。（4月28日現在で920箇所。）

図 序-4 直轄河川の被災箇所（平成23年4月28日現在）



出典：関東地方整備局

写真 序-7 那珂川(茨城県水戸市)堤防亀裂 L=600m



写真提供: 関東地方整備局

写真 序-8 常陸利根川(茨城県稲敷市)堤防沈下・亀裂 L=1,480m



写真提供: 関東地方整備局

写真 序-9 利根川(茨城県神栖市)堤防陥没 L=389m



写真提供: 関東地方整備局

写真 序-10 江戸川(埼玉県幸手市)堤防川裏小段法面崩壊 L=200m



写真提供: 関東地方整備局

ii 直轄国道の被災と復旧状況

首都圏の直轄国道については、7路線、12箇所で段差等の被害が発生し、通行止めを実施したが、震災2日後までに83.3%（10箇所／12箇所）を復旧し、3月23日までに全ての通行止めを解除している。

図 序-5 直轄国道の通行止め状況位置図

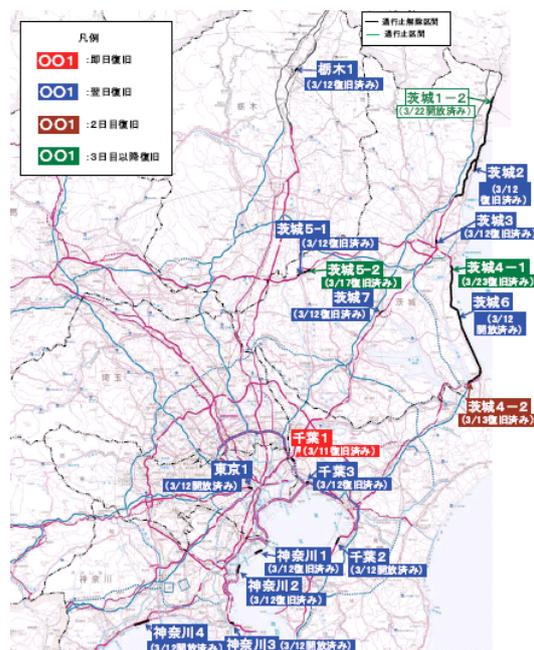


表 序-3 直轄国道の被災箇所

番号	路線名	区間名	被災状況	通行止め解除
栃木1	国道4号	栃木県那須塩原市	橋梁部段差	3/12 17時12分
茨城1	国道6号	茨城県東海村～北茨城市	津波のおそれ	3/13 07時00分
茨城2	国道6号(日立BP)	茨城県日立市旭高架橋	段差	3/12 16時00分
茨城3	国道6号	茨城県水戸市	道路隆起	3/12 19時30分
茨城4-1	国道51号	茨城県大洗町成田	段差	3/23 06時00分
茨城4-2	国道51号	茨城県鹿嶋市(新神宮橋)	段差	3/13 14時30分
茨城5-1	国道50号	茨城県筑西市(下館跨線橋)	段差	3/12 17時30分
茨城5-2	国道50号	茨城県筑西市(新富士見橋)	段差	3/17 05時30分
茨城6	国道51号	茨城県銚田市	津波のおそれ	3/12 08時00分
茨城7	国道6号	茨城県石岡市	橋梁部段差	3/12 18時05分
東京1	国道20号	東京都新宿区 (新宿御苑トンネル)	交通の集中	3/12 02時15分(上) 3/12 04時18分(下)
千葉1	国道298号 (東京外環:本線)	千葉県松戸市	仮橋の析ずれ	3/11 18時50分
千葉2	国道16号	千葉県市原市	沿道火災 (精油所火災)	3/12 13時00分
千葉3	国道357号 浦安IC Cランプ	千葉県浦安市	段差	3/12 23時45分
神奈川1	国道357号	神奈川県川崎市(東扇島)	液状化	3/12 12時55分
神奈川2	国道357号	神奈川県横浜市 (横浜ベイブリッジ)	ジョイント損傷	3/12 15時40分
神奈川3	国道16号	神奈川県横須賀市 (馬堀海岸)	津波のおそれ	3/12 14時15分
神奈川4	国道1号西湘バイパス	神奈川県大磯町 (大磯東IC～大磯西IC)	津波のおそれ	3/12 15時30分

出典：関東地方整備局

写真 序-11 国道6号(茨城県北茨城市)擁壁倒壊



写真提供: 関東地方整備局



写真 序-12 国道51号(茨城県大洗町)路面段差



写真提供: 関東地方整備局



写真 序-13 国道50号(茨城県筑西市)橋梁段差



写真提供: 関東地方整備局



写真 序-14 国道357号(千葉県浦安市)路面段差



写真提供: 関東地方整備局



iii 港湾

首都圏の港湾については、震源に近い茨城港、鹿島港のほぼ全域にわたって甚大な被災となっており、液状化による港湾施設の損傷、ふ頭用地の陥没、津波による航路の埋没、荷役機械の損傷等により、港湾機能が一時停止した。

写真 序-15 茨城港【日立港区】エプロンと背後との段差(第1ふ頭地区 D岸壁)



写真提供: 関東地方整備局

写真 序-16 茨城港【常陸那珂港区】エプロン陥没、段差(北ふ頭地区 C岸壁)



写真提供: 関東地方整備局

写真 序-17 茨城港【大洗港区】液状化による被災(第3ふ頭地区)



写真提供: 茨城県

写真 序-18 鹿島港 中央航路及び南航路における沈没物(コンテナ・自動車)の引揚げ



写真提供: 関東地方整備局

iv 鉄道・バス関係

鉄道については、震災被害により、茨城県・栃木県・群馬県・千葉県内の鉄道施設において、切取崩壊、土砂崩壊、道床流出、法面崩壊、走行路面破損、また、沿岸部では津波被害による路盤・軌道流出等の多数の被害が発生したが、関東運輸局管内全ての箇所では復旧作業が終了し、7月には全線で運転が再開された。

バスについては、営業所、バスターミナル等の各施設において被害が生じ、バス停やバス停上屋が損壊した。

写真 序-19 JR常磐線 石岡駅(茨城県石岡市)乗降場損壊



写真提供: 関東運輸局

写真 序-20 ひたちなか海浜鉄道湊線
金上駅～中根駅間(茨城県ひたちなか市)
道床流出・法面崩壊



写真提供: 関東運輸局

写真 序-21 鹿島臨海鉄道大洗鹿島線
北浦湖畔駅～大洋駅間(茨城県銚田市)
盛土流出



写真提供: 関東運輸局

写真 序-22 JR東北線
豊原駅～白坂駅間(栃木県那須町)
切取崩壊



写真提供: 関東運輸局

写真 序-23 バスターミナル内での停留所施設の損壊(千葉県浦安市)



写真提供: 関東運輸局

写真 序-24 路上でのバス停留所施設の損壊(千葉県浦安市)



写真提供: 関東運輸局

V 農業関係

東日本大震災による関東農政局管内の農業関係被害額は、平成23年11月時点で約610億円であり、そのうち農産物・営農施設関係で約50億円、農地・農業用施設等で約560億円に及んでいる。農地・農業用施設等の被害のうち、液状化や塩害等の被害を受けた農地は1,284箇所で63億円、農業用施設の被害は4,874箇所で392億円、集落排水施設等の生活関連は139箇所で103億円となっている。

写真 序-25 (茨城県古河市) 脱落した管



写真提供: 関東農政局

写真 序-26 (千葉県香取市) 液状化した農地



写真提供: 関東農政局

写真 序-27 (茨城県桜川市) 管の破損による漏水



写真提供: 関東農政局

写真 序-28 (茨城県稲敷市) 地盤沈下した揚水機場



写真提供: 関東農政局

写真 序-29 (茨城県稲敷市) 水路法面の崩壊



写真提供: 関東農政局

写真 序-30 (栃木県市貝町) 管路の損壊と道路陥没



写真提供: 関東農政局

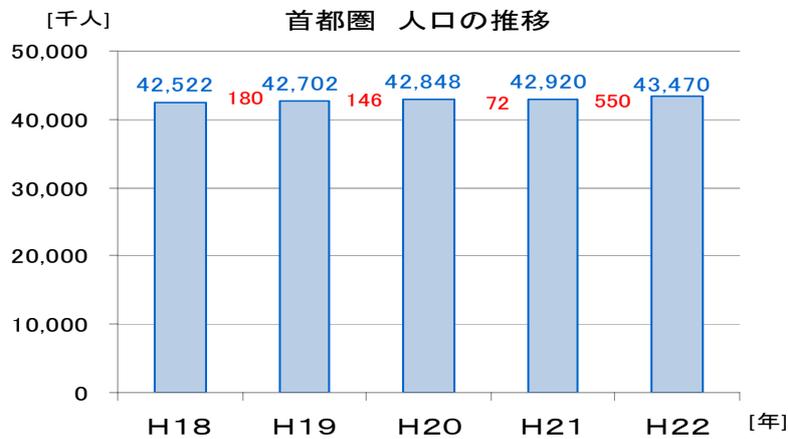
首都圏広域地方計画の推進状況について

1. 首都圏を取り巻く状況について

【人口】

人口については、平成 22 年 10 月 1 日現在で約 43,470 千人であり、平成 21 年と比べ約 550 千人増加し、全国の約 3 分の 1 を占めている。

合計特殊出生率については、平成 21 年で約 1.25 であり、平成 20 年と比較して 0.01 増加しているが、全国の約 1.37 と比較して低い水準である。



全国 [千人]	H18	H19	H20	H21	H22
	127,770	127,771	127,692	127,510	128,056

出典：「人口推計」(総務省)

(H22 年の人口は「平成 22 年国勢調査「人口速報集計」」(総務省))

合計特殊出生率については、「人口推計」(総務省)及び

「人口動態統計」(厚生労働省)より首都圏広域地方計画推進室作成

※対象エリア:首都圏(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、

神奈川県、山梨県。以下同じ。)

【域内総生産】

域内総生産（名目）については、平成 20 年度で約 190 兆 9,455 億円であり、平成 19 年度と比べ 3.7%減少したが、全国の約 4 割を占めている。平成 20 年度の変動率は全国を上回っている。

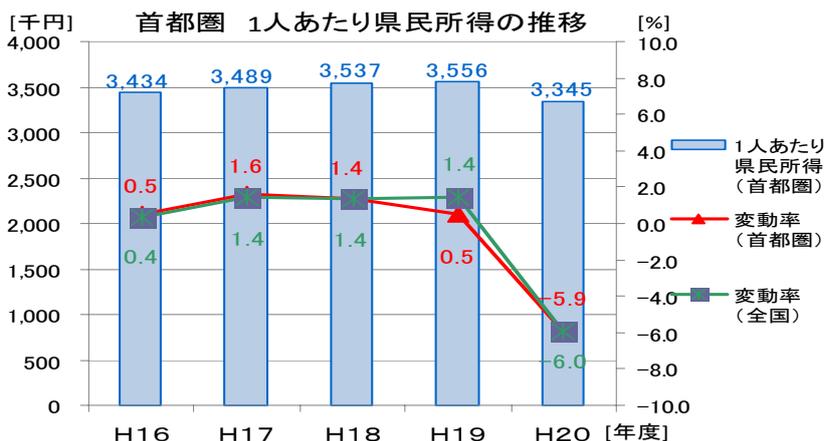


全国 [10 億円]	H16	H17	H18	H19	H20
	510,803	516,632	522,482	525,263	505,016

出典：「平成 20 年度県民経済計算」(内閣府)
※対象エリア:首都圏

【1人あたり県民所得】

1人あたり県民所得については、平成 20 年度で約 3,345 千円であり、平成 19 年度と比べ 5.9%減少したが、全国を上回っている。平成 20 年度の変動率は全国を上回っている。

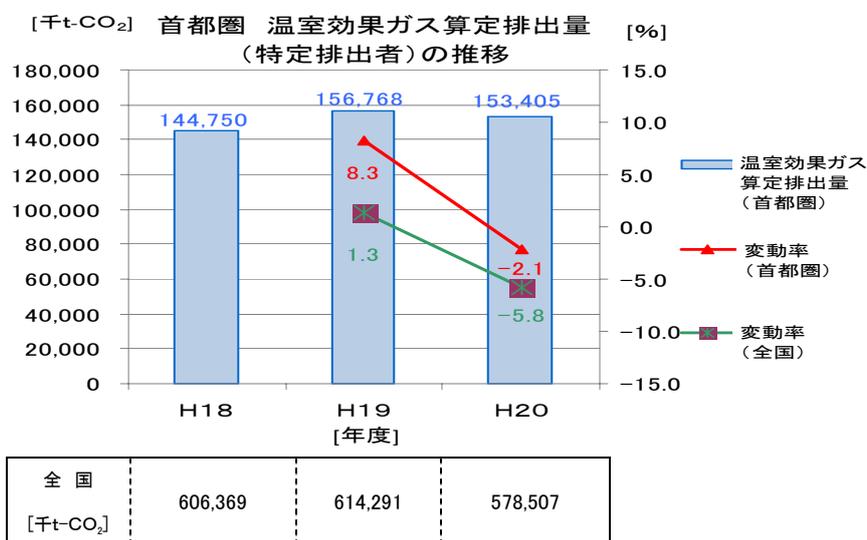


全国 [千円]	H16	H17	H18	H19	H20
	2,973	3,016	3,057	3,101	2,916

出典：「平成 20 年度県民経済計算」(内閣府)より首都圏広域地方計画推進室作成
※対象エリア:首都圏

【温室効果ガス算定排出量】

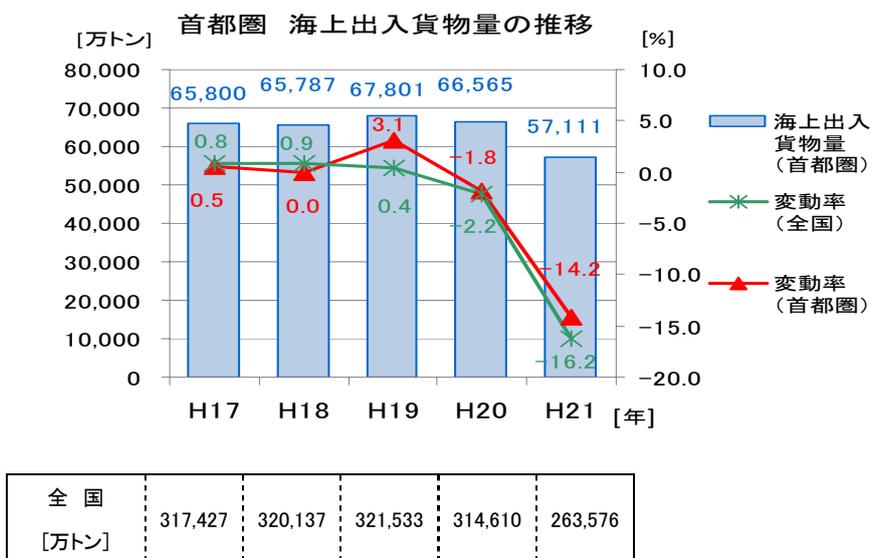
温室効果ガス算定排出量（特定事業所排出者）については、平成20年度で約153,405千t-CO₂であり、平成19年度と比べ2.1%減少し、全国の約4分の1となっている。平成20年度の変動率は全国を上回っている。



出典:「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度による集計結果」(環境省)
※対象エリア:首都圏

【海上出入貨物量】

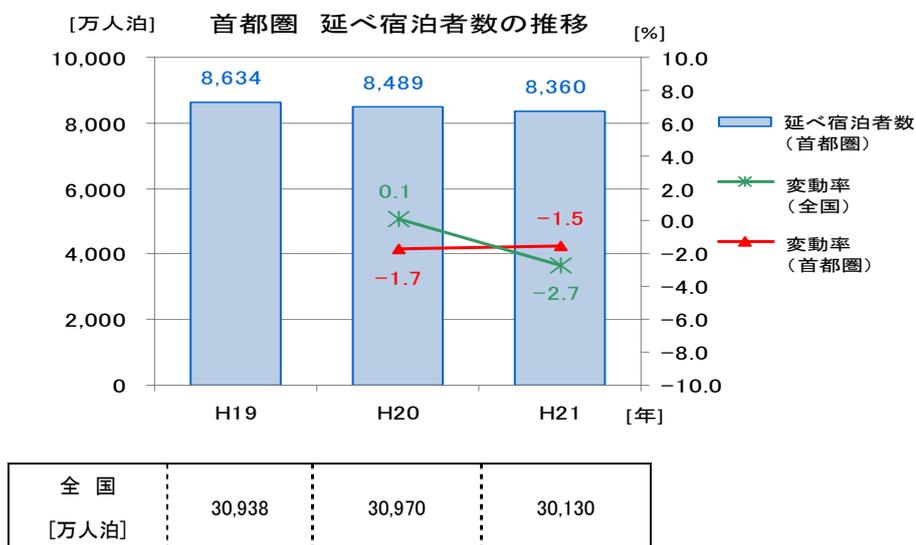
海上出入貨物量については、平成21年で約57,111万トンであり、平成20年と比べ14.2%減少し、全国の約5分の1となっている。平成21年の変動率は全国を上回っている。



出典:「港湾統計」(国土交通省)
※対象エリア:首都圏

【宿泊者数】

延べ宿泊者数については、平成21年で約8,360万人泊であり、平成20年と比べ1.5%減少し、全国の約3割となっている。平成21年の変動率は全国を上回っている。

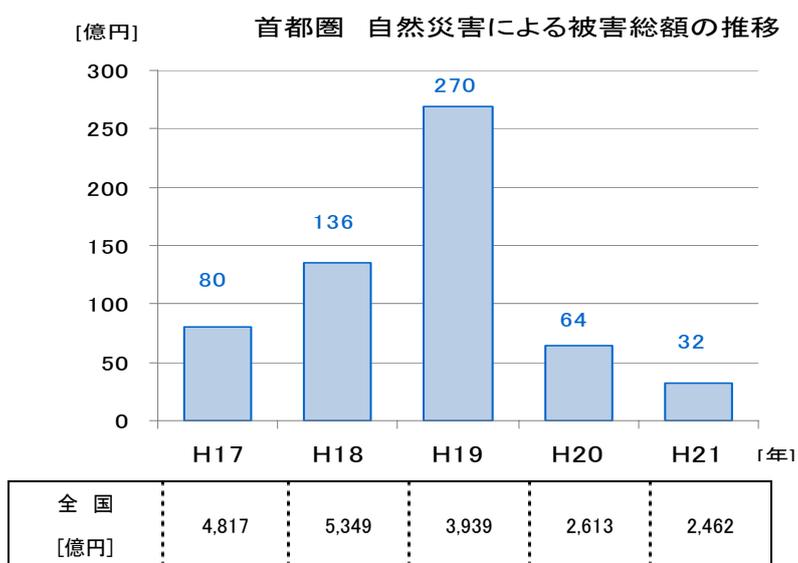


出典：「宿泊旅行統計調査」(国土交通省観光庁)

※対象エリア:首都圏

【自然災害による被害総額】

自然災害による被害総額については、平成21年で約32億円であった。

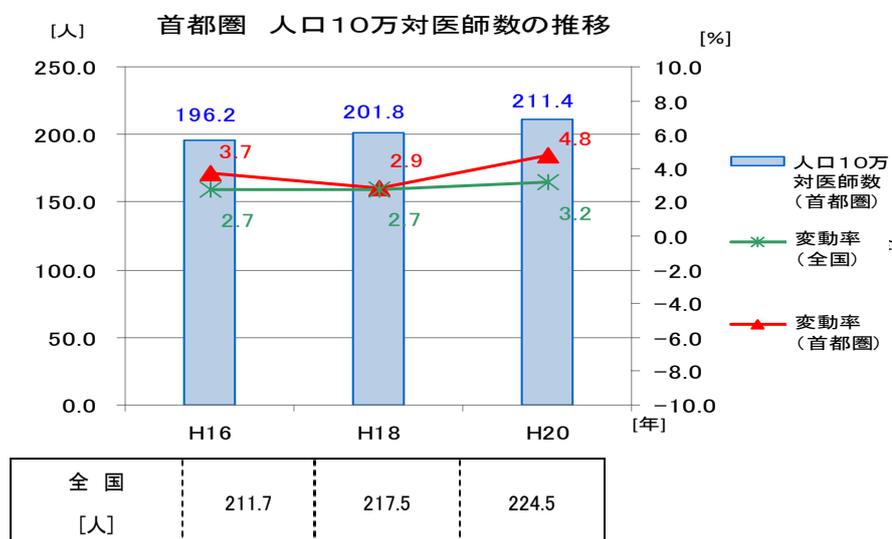


出典：「消防白書」(総務省消防庁)

※対象エリア:首都圏

【人口10万対医師数】

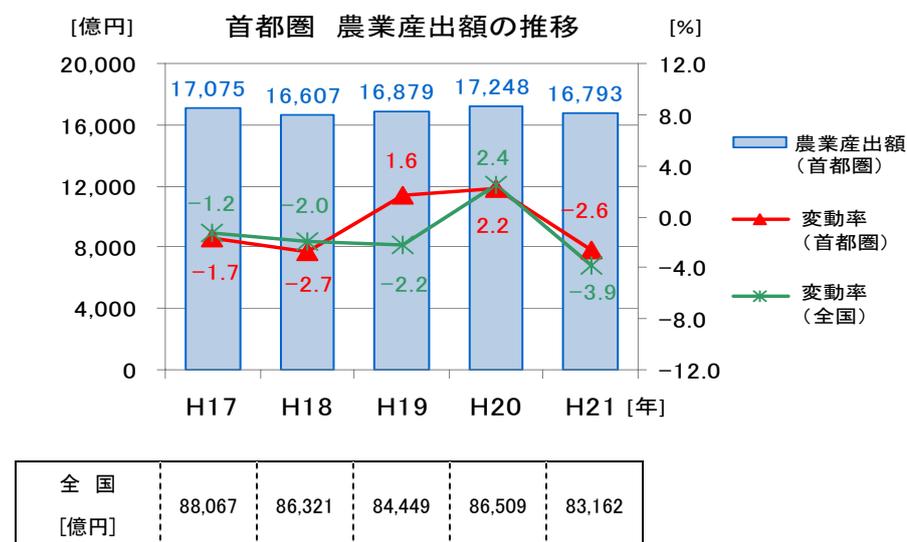
人口10万対医師数については、平成20年で約211.4人であり、平成18年と比べ4.8%増加したが、全国を下回っている。平成20年の変動率は全国を上回っている。



出典：「医師・歯科医師・薬剤師調査」(厚生労働省)及び「人口推計」(総務省)より首都圏広域地方計画推進室作成
※対象エリア:首都圏

【農業産出額】

農業産出額については、平成21年で約16,793億円であり、平成20年と比べ2.6%減少し、全国の約5分の1となっている。平成21年の変動率は全国を上回っている。



出典：「生産農業所得統計」(農林水産省)
※対象エリア:首都圏

2. 各プロジェクトの進捗状況について

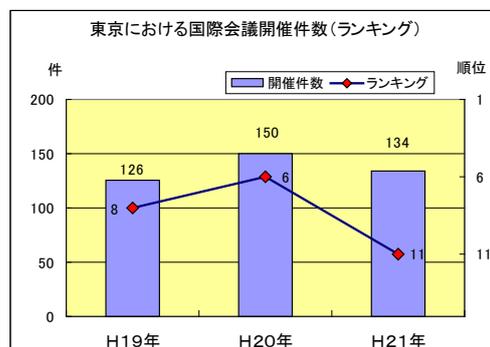
24 の戦略プロジェクトごとに、①においてモニタリング指標による定量的な評価を、②において具体的な取組状況の定性的な評価を行い、さらに③において今後の取組の方向等を記述している。

なお、①のモニタリング指標については、平成 21 年（年度）と平成 22 年（年度）を比較することを基本とし、当該年（年度）のデータが得られない場合には、得られる直近のデータを用いている。

(1) 国際ビジネス拠点強化プロジェクトについて

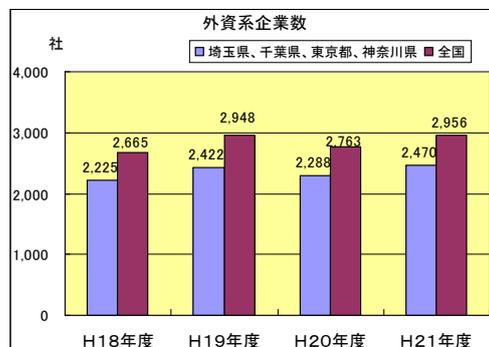
①プロジェクトの推進状況

- 東京における国際会議開催件数（ランキング）については、平成 21 年で 134 件であり、平成 20 年と比べ 16 件減少し、世界における国際会議開催ランキングも 6 位から 11 位に下降した。なお、横浜は 54 件、千葉は 15 件であった。



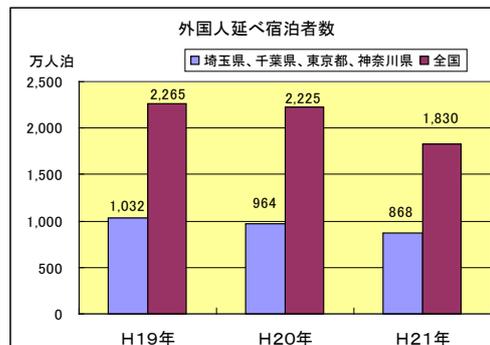
出典:「国際会議統計」(JNTO(日本政府観光局))

- 南関東 1 都 3 県の外資系企業数については、平成 21 年度で 2,470 社であり、平成 20 年度と比べ 182 社増加し、全国の約 8 割を占めている。



出典:「外資系企業動向調査」(経済産業省)
※□の対象エリア:埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

- 南関東 1 都 3 県の外国人延べ宿泊者数については、平成 21 年で約 868 万人泊であり、平成 20 年と比べ約 96 万人泊減少したが、全国の約半数を占めている。



出典:「宿泊旅行統計調査」(国土交通省観光庁)
※□の対象エリア:埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

②プロジェクトの進捗状況

国際金融等国際ビジネスの業務基盤の強化については、大手町・丸の内・有楽町地区において、東京都、千代田区、「大手町・丸の内・有楽町地区再開発促進協議会」等により公民協調で環境や文化に配慮した魅力あるまちづくりが進められている。これにより、大規模高機能オフィスが供給され、当該地区は事業所数約4,000社、約23万人が就業する日本最大のビジネス拠点となっている。

また、東京臨海地域等の都市再生緊急整備地域においても、民間都市再生事業による高機能なオフィスや住宅の供給が進んでいる。

主要なターミナル駅周辺の整備・機能改善も進んでおり、特に、アクセス時間の短縮が求められている都心と成田空港間については、成田スカイアクセスが開業し、移動の利便性の向上が図られた。

【トピック】 成田スカイアクセスが開業
【日暮里駅～空港第2ビル駅間 最速36分】

「成田スカイアクセス」は、在来線最速の160km/h運転区間を有する京成電鉄成田空港線の愛称であり、東京都心から成田空港までのアクセス改善を目的に、平成22年7月17日開業した。

これにより、日暮里駅～空港第2ビル駅間は最速36分で結ばれ、国際的にも引けを取らない空港アクセスが実現し、国際ビジネス基盤の強化や千葉ニュータウン等の沿線の利便性向上、観光振興への寄与等が期待されている。

写真1-1 成田スカイアクセス開業



写真提供: 関東運輸局

さらに、各主体が国際コンベンションの誘致に取り組んでおり、平成22年11月に横浜市で開催された「APEC首脳会議」においては、横浜市及び「2010年APEC横浜開催推進協議会」による安全・円滑な開催に向けた支援や関連イベント、市民向けのPRを行った。

写真1-2 APEC首脳会議



写真提供: 横浜市

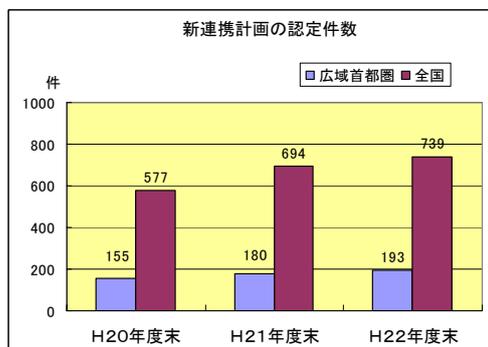
外国人ビジネスマン及びその家族の生活の質の向上を推進する必要がある。

加えて、長きにわたり育んできた文化、歴史、自然等を継承するとともに、新たな文化的価値の創造、発信や緑地や水辺等の整備により、就労、生活する人々だけでなく、観光客等訪れる人々にとっても魅力ある美しい都市の整備を図ることが重要である。

(2) 産業イノベーション創出プロジェクトについて

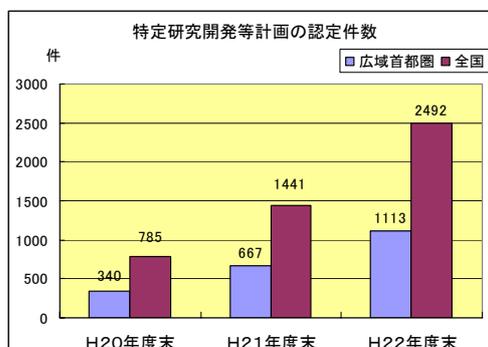
① プロジェクトの推進状況

・「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」の異分野連携新事業分野開拓計画（新連携計画）の認定件数については、平成 22 年度末で 193 件であり、平成 21 年度末と比べ 13 件増加し、全国の約 4 分の 1 となっている。



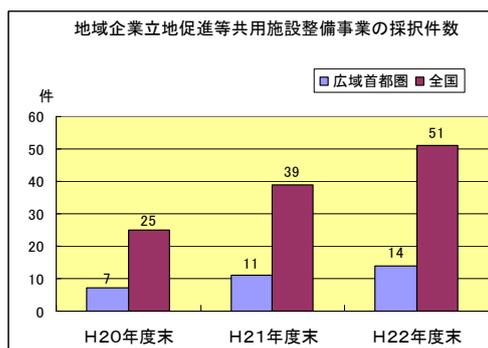
出典：経済産業省関東経済産業局調べ
 ※■の対象エリア：広域首都圏（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、福島県、新潟県、長野県、静岡県。以下同じ。）

・「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」の特定研究開発等計画の認定件数については、平成 22 年度末で 1,113 件であり、平成 21 年度末と比べ 446 件増加し、全国の約 4 割を占めている。



出典：経済産業省関東経済産業局調べ
 ※■の対象エリア：広域首都圏

・「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づく地域企業立地促進等共用施設整備事業の採択件数については、平成 22 年度末で 14 件であり、平成 21 年度末と比べ 3 件増加し、全国の約 4 分の 1 となっている。



出典：経済産業省関東経済産業局調べ
 ※■の対象エリア：広域首都圏

② プロジェクトの進捗状況

産業クラスターの育成によるものづくり産業の新事業の展開については、広域首都圏の各地域産業活性化協議会を中心に、様々な取組を進めているほか、他の産業集積地域との交流・連携も促進している。

首都圏西部地域においては、金融機関を含めた「TAMA産学官金サミット」を開催するなど広域産学官連携によるグリーン・イノベーションの促進を図っている。

また、環境技術・製品等の販路開拓・海外展開支援のための技術連携交流会等の開催や技術開発支援、経営力強化支援のためのコーディネーター派遣等に取り組んでいる。

中央自動車道沿線地域（山梨県、長野県）においては、諏訪地域の精密機械、山梨地域の電子・電気機械産業のポテンシャルを活かした、次世代産業供給基地の構築を目指し、知的クラスター・産業クラスター合同成果発表会を開催するなど、大学等の研究機関と企業との連携強化に取り組んでいる。

茨城県圏中央道沿線地域及び千葉県東葛地域においては、広域産学官連携によるネットワークの構築や新事業の創出のため、産学官交流会や大企業とのマッチング会を実施したほか、大学等の研究機関と企業との連携促進のため、中小企業の事業をサポートするコーディネーターの派遣に取り組んでいる。

首都圏北部地域においては、企業のマッチングや産学官連携による新技術・事業創出、新商品の研究開発・販路開拓のため研究会やセミナーの開催、展示商談会等に取り組んでいる。

京浜地域においては、大手企業の研究開発部門と高度基盤技術中小企業の連携促進や産学官連携による技術開発力向上を目的としたフォーラムを開催したほか、新技術・新産業分野への参入支援に取り組んでいる。

また、「新川崎・創造のもり」地区においては、大学発のベンチャー企業が、新技術を活用した先行開発電気自動車の実用化に取り組むなど、産学官連携を推進した新技術・事業創出に向けた研究開発を進めている。

先端技術の集積を生かした新事業の展開については、バイオ関連研究機関や量子ビーム施設の関係地域における先端技術の集積について地域内及び地域間の連携・交流の強化、活用促進に取り組んでいる。千葉県と神奈川県では、千葉・神奈川地域バイオ産業集積活性化活動事業を通じ、先端研究テーマ創出支援、研究シーズ事業化支援、広域ビジネスネットワーク化支援、企業間連携・販路開拓支援に取り組んでいる。茨城県では、生活支援ロボット開発の支援、中性子ビームラインの産業利用の推進に取り組んでいる。

写真2—1 第3回TAMA産学官金サミット
(平成22年11月開催)



写真提供：関東経済産業局

写真2—2 J-PARC(茨城県東海村)に設置した
中性子ビームライン



写真提供：茨城県

また、情報ベンチャーの育成を図るため、関東経済産業局が実施主体となり、IT・コンテンツ産業に携わる中小企業やベンチャーの販路開拓や資金調達を目的としたビジネスマッチング見本市「Creative Market Tokyo」の開催やオンラインゲーム産業に携わるベンチャーを対象に海外企業との個別商談会を実施するなど新商品や新サービスの創出を支援している。

【トピック】 Creative Market Tokyo 2010の開催

関東経済産業局においては民間企業等と連携し、コンテンツ産業の市場拡大、ライセンス・ビジネスの健全な発展を目指し、CoFesta※の一環として「Creative Market Tokyo (クリエイティブ・マーケット・東京)」を開催した。なお、平成22年10月13日から15日の3日間開催で、総来場者数は7,384名、出展社数は176社であった。

※CoFesta(コ・フェスタ)とは、ジャパン国際コンテンツフェスティバルの愛称

写真2-3 Creative Market Tokyoの開催



写真提供: 関東経済産業局

産業イノベーションを支える基盤の構築については、産学官連携等によるコーディネート機能を果たす人材やイノベーション創出を担う人材の育成に取り組んでおり、研修セミナーの開催等交流連携活動が進んでいる。また、各地においてインキュベーション施設の整備・活用が進んでおり、長野県では県内3カ所の創業支援センターにおいて、技術相談や設備利用等、創業者が行う研究開発や企業経営に対して必要な支援を行うなど、企業の自立・成長の支援に取り組んでいる。

③プロジェクトの課題と今後の取組の方向

わが国の産業の国際競争力を強化するとともに、地域経済の活性化に資するため、広域首都圏各地域に企業、大学等が産学官連携、産産、異業種連携の広域的なネットワークを形成し、知的資源等の相互活用によって、地域を中心として新産業・新事業を創出される状態（産業クラスター）の形成を図ってきたところである。

「新成長戦略」（平成 22 年 6 月閣議決定）においては、「世界をリードするグリーン・イノベーションとライフ・イノベーション」を創出するため、優れた人材を育成し、研究環境の改善と産業化推進の取組を一体として進めることにより、イノベーションとソフトパワーを継続的に生み出し、成長の源となる新たな技術及び産業のフロンティアを開拓していくことが必要であるとされた。

そのため、広域首都圏においては、各地域に存する産業や先端技術の集積を活用し、企業、大学、研究機関等が連携して高付加価値製品へ事業展開を図る必要がある。特にわが国が本来強みを持つ環境分野や飛躍的な成長が見込まれる医療、介護、健康分野での新技術の開発、国内外における新たなビジネス展開の促進が重要である。

また、産学官のネットワークの強化、新事業・新産業の創出を担う人材の育成、インキュベーション施設の整備・活用、研究開発の支援等により、イノベーション創出の環境整備を進めることも必要である。

これらの取組を引き続き推進し、広域首都圏が国際競争力の源泉となる産業イノベーション創出を牽引していくことも重要である。

(3) 太平洋・日本海ゲートウェイプロジェクトについて

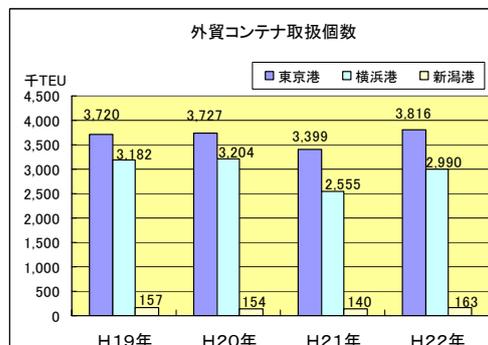
① プロジェクトの推進状況

(太平洋側ゲートウェイ)

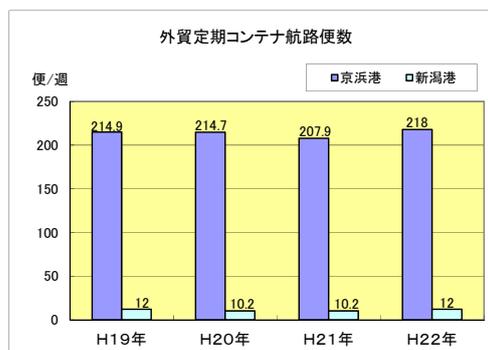
- ・東京港・横浜港の外貿コンテナ取扱個数については、平成 22 年で東京港 3,816 千 TEU、横浜港 2,990 千 TEU であり、平成 21 年と比べ東京港は 417 千 TEU、横浜港は 435 千 TEU 増加した。なお、平成 22 年の世界の港湾別コンテナ取扱個数ランキングは、シンガポール港、釜山港、中国諸港等アジアの港湾が上位 10 港中 8 港を占めるなか、東京港は 27 位、横浜港は 36 位となっている。
- ・京浜港に就航する外貿定期コンテナ航路便数については、平成 22 年で 218 便/週であり、平成 21 年と比べ、10.1 便/週増加した。
- ・成田空港、羽田空港の国際線着陸回数については、平成 21 年度で成田空港 85,897 回、羽田空港 6,336 回であり、平成 20 年度と比べ成田空港は 2,948 回減少し、羽田空港は 540 回増加した。

(日本海側ゲートウェイ)

- ・新潟港の外貿コンテナ取扱個数については、平成 22 年で 163 千 TEU であり、平成 21 年と比べ 23 千 TEU 増加した。
- ・新潟港に就航する外貿定期コンテナ航路便数については、平成 22 年で 12 便/週であり、平成 21 年と比べ 1.8 便/週増加した。
- ・新潟空港の国際線着陸回数については、平成 21 年度で 1,025 回であり、平成 20 年度と比べ 1 回増加した。



出典:「東京港港勢(概報)」(東京都)、「横浜港の港勢」(横浜市)、「港のすがた」(新潟県)
注: TEUとは、コンテナの個数を示す単位で、20フィート・コンテナを1とし、40フィート・コンテナを2として計算する。



出典:「日本に就航する外貿定期コンテナ航路便数」(国土交通省)
注: 京浜港の航路便数は東京港、横浜港、川崎港の合計



出典:「暦年・年度別空港管理状況調査」(国土交通省)

②プロジェクトの進捗状況

港湾機能の強化については、平成22年8月6日に国際コンテナ戦略港湾に選定された京浜港においては、国際海上コンテナターミナルの整備や国、港湾管理者、陸・港運業者、鉄道事業者等からなる「京浜港物流高度化推進協議会」における45フィート国際海上コンテナ輸送実証実験の取組等によりさらなる機能強化に取り組んでいるほか、入港に係る申請書式の統一化等の入港諸手続きの簡素化が進んでいる。また、千葉港、茨城港等においては、国際物流ターミナル等の整備が進んでいる。

空港機能の強化については、成田空港と羽田空港の一体的活用により、首都圏全体の国際航空機能の最大化を図っている。また、成田空港については、年間発着回数30万回の実現に向けて取り組んでいる。広域首都圏の航空需要の一翼を担う茨城空港、福島空港、新潟空港、信州まつもと空港、富士山静岡空港については、国際定期便、チャーター便等の誘致による利用促進に取り組んでいる。

【トピック】 羽田空港のD滑走路及び国際線地区の運用開始

羽田空港においては、首都圏空港の容量拡大に対応していくため、平成22年10月21日に、D滑走路及び新国際線旅客ターミナルの運用を開始した。

これにより、発着容量の制約の解消、多様な路線網の形成が見込まれ、今後、実運航発着回数37.1万回（平成22年10月現在）から年間発着容量が44.7万回に大幅に増加可能となり、都市の国際競争力強化、地域交流の促進・地域経済の活性化が期待されている。

また、羽田空港の機能向上に対応するため、国際線地区における新駅（羽田空港国際線ビル駅）の開業、バス路線の乗り入れ、タクシーの定額制運賃導入等による羽田空港アクセスの利便性向上に向けた取組が進んでいる。

写真3-1 羽田空港

（平成22年10月 D滑走路及び国際線地区の運用開始）



写真提供：関東地方整備局

道路ネットワークの整備と渋滞対策の推進については、首都圏の環状道路の整備等により、円滑な物流の確保を図っている。また、東京湾アクアライン料金引下げ社会実験等によるETC（有料道路における自動料金収受システム）を活用した多様で弾力的な料金施策やスマートICの増設等による、既存高速道路ネットワークの有効活用・機能強化に取り組んでいる。

公共交通機関の整備・改善については、成田スカイアクセスの開業により、都心と成田空港との所要時間が15分短縮されたほか、羽田空港の国際線地区に新駅（羽田空港国際線ビル駅）を開業するなど、都心と成田・羽田両空港間及び成田・羽田両空港間アクセスの改善が進んでいる。

**【トピック】 首都圏中央連絡自動車道
つくば中央IC～つくばJCT間が供用**

首都圏中央連絡自動車道は、都心から半径およそ40km～60kmの位置に計画された、延長約300kmの高規格幹線道路である。平成22年4月24日に、つくば中央ICからつくばJCT間の延長4.3kmが供用した。

写真3-2 首都圏中央連絡自動車道
(平成22年4月 つくば中央IC～つくばJCT供用)



③プロジェクトの課題と今後の取組の方向

港湾機能の強化については、釜山港等アジア諸国の港湾との国際的な競争が益々激化するなか、国際基幹航路の維持・拡大を図り、我が国の「強い経済」を実現するため、国際コンテナ戦略港湾において、ハブ機能を強化するためのインフラ整備と貨物集約等の総合的な対策を推進するとともに、地域における国際・国内物流の拠点となる港湾整備を効率的に推進していく必要がある。

空港機能の強化については、首都圏の都市間競争力アップにつながる成田・羽田両空港の強化及び徹底したオープンスカイを推進するため、首都圏空港の容量拡大を進めていく必要がある。また、地方空港についても、引き続きローコストキャリアを含む国際定期便、チャーター便等の誘致により、利用の促進を図る。

ゲートウェイへのアクセスの向上については、首都圏の環状道路等の整備により、ゲートウェイと後背圏を連絡する国際物流基幹ネットワークを構築し、円滑な物流の確保を図るとともに、都心と成田・羽田両空港間及び成田・羽田両空港間の鉄道アクセスの更なる改善について調査・検討を推進する。

このような取組を引き続き推進し、港湾・空港の基盤強化やゲートウェイへのアクセス向上等を総合的に進め、国際ゲートウェイ機能の強化を図り、我が国の国際競争力を強化する。

また、茨城港等においては、東日本大震災により港湾機能が停止するなど甚大な被災が生じており、引き続き、本格復旧に向けた整備を推進する必要がある。

(4) web（蜘蛛の巣）構造プロジェクトについて

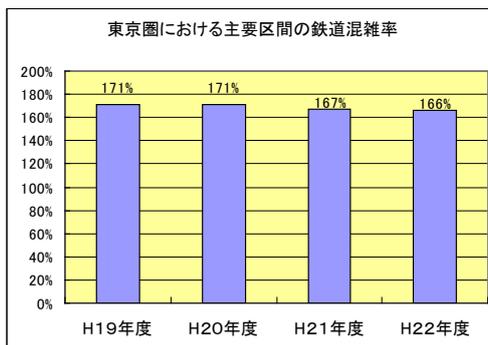
①プロジェクトの推進状況

- ・主要な拠点地域の都市機能集積状況については、平成22年度で782,477箇所であり、平成21年度と比べ1箇所増加した。



出典：「事業所・企業統計調査」（総務省）、「商業統計調査」（経済産業省）、「社会生活統計指標」（総務省）、「地域保険医療基礎統計」（厚生労働省）及び「全国道の駅マップ」（国土交通省）より首都圏広域地方計画推進室作成
※の対象エリア：広域首都圏

- ・東京圏における主要区間の鉄道混雑率については、平成22年度で166%であり、平成21年度と比べ1ポイント減少した。なお、混雑率180%を超える区間は、東京圏における主要区間のうち8区間あり、うち1区間は200%を超えている。（表4-1参照）



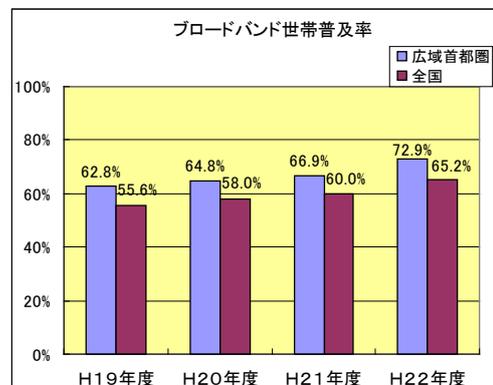
出典：「東京圏における主要区間の混雑率(31区間)」(国土交通省)

表4-1 東京圏における混雑率180%を超える区間(平成22年度)

事業者名	線名	区間	混雑率 (%)
小田急	小田原	世田谷代田→下北沢	188
東急	田園都市	池尻大橋→渋谷	182
東京地下鉄	東西	木場→門前仲町	196
J R 東日本	東海道	川崎→品川	188
	横須賀	新川崎→品川	193
	中央(快速)	中野→新宿	194
	京浜東北	上野→御徒町	195
	総武(緩行)	錦糸町→両国	203

出典：「東京圏における主要区間の混雑率(31区間)」(国土交通省)

- ・ブロードバンド世帯普及率については、平成22年度で72.9%であり、平成21年度と比べ6ポイント増加し、全国を上回っている。



出典：「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」（総務省）及び「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」（総務省）より首都圏広域地方計画推進室作成
※の対象エリア：広域首都圏

②プロジェクトの進捗状況

拠点地域の機能向上については、駅周辺地区の整備を始めとした市街地再開発事業等の整備が進んでいるほか、鉄道・バスの活性化の取組や、BRTの導入に向けた実証運行、優良タクシー乗り場の増設等、公共交通機関を軸とした都市交通体系の構築を図っている。また、連続立体交差事業の推進、駅やバスターミナル整備等の交通結節点の改善、自転車利用促進、マイカー通勤から公共交通機関等へ転換を促す「エコ通勤」の取組を始めとしたモビリティマネジメントの推進等、交通円滑化と都市機能の改善に向けた取組が進んでいる。

集約型都市構造への転換については、空き店舗対策やまちなか居住の促進に取り組んでいるほか、各地で市街地再開発事業等により既成市街地の再構築に向けた取組が進んでいる。

中山間地域等の地方部におけるモビリティの確保については、関東運輸局において、地域公共交通の維持・利便性向上・活性化の推進のため、その取組の中心となり、自らの知識や経験を多くの関係者に継承する役割を担う「地域公共交通マイスター制度」を創設したほか、各地において地域公共交通活性化・再生総合事業を活用したデマンド交通の導入等に取り組んでいる。

拠点地域間ネットワークの構築と渋滞対策については、首都圏の環状道路等の整備、スマートICの増設や東京湾アクアライン料金引下げ社会実験等、道路ネットワークの構築と既存道路ネットワークの有効活用・機能強化に向けた取組が進んでいる。また、相鉄・JR直通線、相鉄・東急直通線の相互直通化や既設路線の複々線化が進んでいるほか、各地で時差出勤等、通勤環境の改善に取り組んでいる。

【トピック】 北関東自動車道が全線供用(平成23年3月)

北関東自動車道は、茨城県、栃木県、群馬県の北関東3県の主要都市及び茨城港等をつ結び、さらに中部横断自動車道と一体となって都心から100～150km圏を環状に連結する関東大環状の一部を構成する、延長約150kmの高規格幹線道路である。

写真4-1 北関東自動車道
(平成23年3月 太田桐生IC～佐野田沼IC供用)

平成22年4月17日に佐野田沼IC～岩舟JCT間が供用、平成23年3月19日には太田桐生IC～佐野田沼ICが供用し、全線が開通した。これにより、水戸市、宇都宮市、前橋市等の主要都市間の移動時間が大幅に短縮され、地域連携の強化、産業経済や周辺地域の発展に大きく寄与することが期待されている。



写真提供: 東日本高速道路(株)

【トピック】 中部横断自動車道 佐久小諸JCT～佐久南IC間が供用

中部横断自動車道は、静岡県静岡市を起点とし、山梨県甲斐市を經由し長野県小諸市に至る延長132kmの高規格幹線道路である。

平成23年3月26日に、佐久小諸JCTから佐久南IC間の延長8.5kmが供用した。

写真4-2 中部横断自動車道
(平成23年3月 佐久小諸JCT～佐久南IC供用)



写真提供：関東地方整備局

【トピック】 東京湾アクアライン料金引下げ社会実験

東京湾アクアラインは、東京湾の中央部を横断し、首都圏中央連絡自動車道と一体となって、首都圏の骨格を形成する高規格幹線道路で、平成9年12月に供用されている。

「東京湾アクアライン料金引下げ社会実験協議会」では、東京湾アクアラインが持つ、首都圏の地域交流や連携、物流、観光、湾岸部の渋滞緩和等の様々な機能を最大限に発揮させるため、平成21年8月から通行料金を普通車800円とするなど、全車種(ETC車)を対象とした大幅な料金引下げ社会実験を実施し、その効果、影響について検証を行い、結果を公表した。

実験開始から平成23年3月までの1年8ヶ月間の日平均交通量(台/日)は、実験前(平成20年度)と比較すると、約5割増加し、特に大型車は倍増した。

また、経済波及効果は年間約358億円と試算されるなど、様々な効果が見られることから、引き続き平成25年度まで実験を継続することとされている。

写真4-3 東京湾アクアライン



写真提供：千葉県

高度情報通信網の整備については、広域首都圏におけるブロードバンド・ゼロ地域が全て解消された。また、アプリケーション開発や光ファイバーの整備、地上デジタル放送の難視聴地域や携帯電話サービス未提供地域解消の取組が各地で進んでいる。

③プロジェクトの課題と今後の取組の方向

交通円滑化と都市機能の改善等による拠点地域の機能向上や集約型都市構造への転換を図りつつ、環状道路等の整備や既存高速道路の有効活用・機能強化、鉄道機能の強化等、引き続き拠点地域間のネットワーク構築に取り組んでいくこ

とが重要である。また、少子高齢化や人口減少等により地域公共交通の維持が困難となっている中山間地域においては、地域のニーズを踏まえ最適な交通手段であるバス交通、デマンド交通等、地域の公共交通の確保維持に関する事業に取り組んでいくとともに、引き続き地域公共交通マイスターの任命等を通じて、地域公共交通の活性化を推進していく必要がある。

高度情報通信網の整備については、地域情報基盤整備の推進によりブロードバンド・ゼロ地域は解消されたが、今後は利活用推進に取り組んでいく必要がある。また、地上デジタル放送の難視聴地域や携帯電話サービス未提供地域の解消等を進めていく必要がある。

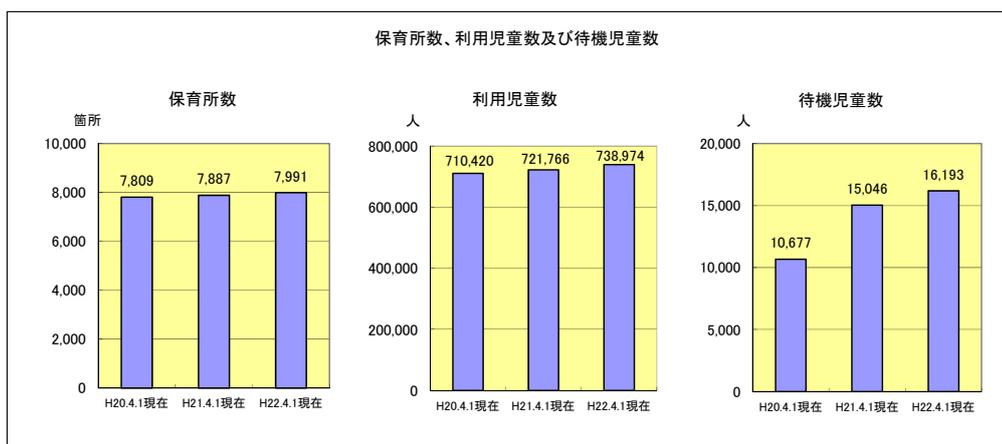
これらの取組を引き続き推進し、都市間連携・交流及び都市と農山漁村との相互連携・交流を強化し、活力あふれる首都圏の一体的発展を図っていく。

(5) 少子高齢化に適合した

すべての人にやさしい地域づくりプロジェクトについて

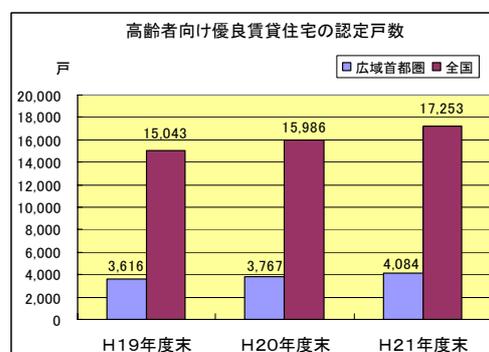
① プロジェクトの推進状況

- ・ 保育所数については、平成 22 年 4 月 1 日現在で 7,991 箇所であり、平成 21 年と比べ 104 箇所増加した。また、保育所の利用児童数については、平成 22 年 4 月 1 日現在で 738,974 人であり、平成 21 年と比べ 17,208 人増加した。一方で、保育所の待機児童数については、平成 22 年 4 月 1 日現在で 16,193 人であり、平成 21 年と比べ 1,147 人増加した。



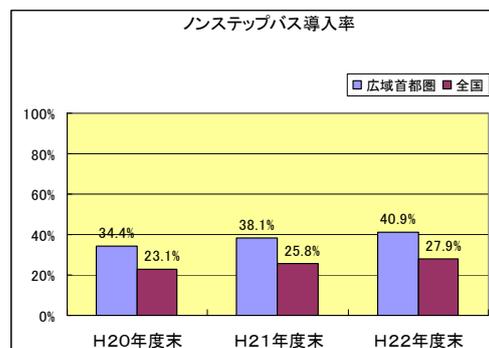
出典:「保育所関連状況とりまとめ」(厚生労働省)
※対象エリア:広域首都圏

- ・ 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の高齢者向け優良賃貸住宅の認定戸数については、平成 21 年度末で 4,084 戸であり、平成 20 年度末と比べ 317 戸増加し、全国の約 4 分の 1 となっている。



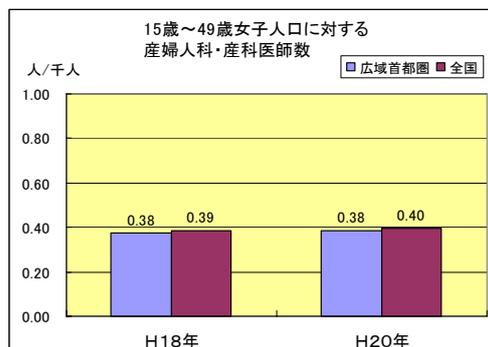
出典:「高齢者向け優良賃貸住宅認定実績表」((財)高齢者住宅財団)
※□の対象エリア:広域首都圏

- ・ ノンステップバス導入率については、平成 22 年度末で 40.9%であり、平成 21 年度末と比べ 2.8 ポイント増加し、全国を上回っている。



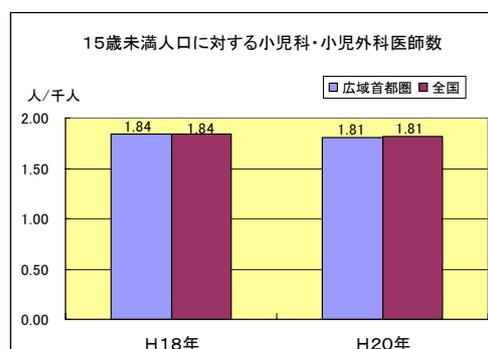
出典:「自動車交通関係移動等円滑化実績等について」(国土交通省)より
首都圏広域地方計画推進室作成
※□の対象エリア:広域首都圏

- ・15歳～49歳女子人口に対する産婦人科・産科医師数については、平成20年で0.38人/千人であり、平成18年と同じで、全国を下回っている。



出典:「医師・歯科医師・薬剤師調査」(厚生労働省)及び「人口推計」(総務省)
より首都圏広域地方計画推進室作成
※■の対象エリア:広域首都圏

- ・15歳未満人口に対する小児科・小児外科医師数については、平成20年で1.81人/千人であり、平成18年と比べ0.03人/千人減少し、全国と同じである。



出典:「医師・歯科医師・薬剤師調査」(厚生労働省)及び「人口推計」(総務省)
より首都圏広域地方計画推進室作成
※■の対象エリア:広域首都圏

②プロジェクトの進捗状況

子育て支援と児童の安全・安心の確保については、各地で公営住宅等の入居基準の緩和や子育て世帯の優先入居に取り組んでいる。例えば、千葉市においては特定優良賃貸住宅の入居負担額の5年間据え置き、川崎市においては子育て世帯に適した民間マンションを自治体が認定し整備費用を補助するなどの取組を進めている。また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組については、「九都県市ワークライフバランス推進連絡会議」（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市）における九都県市一斉定時退庁の実施、東京都における企業の創意工夫による先駆的な取組に対して支援する「東京モデル事業」や「東京しごとの日」の設定など、企業等と連携した取組や普及啓発が進んでいる。さらに、交付金等を活用した放課後児童クラブ等の設置、防犯パトロールリーダー研修等の実施のほか、防犯カメラの設置やIC端末等の活用等、通学時の安全の確保施策に取り組んでいる。

高齢者等が安心して暮らせる地域づくりについては、公的賃貸住宅への優先入居、高齢者向けサービス付き住宅の供給、民間賃貸住宅の入居可能情報の提供等、高齢者向け住宅の重層的な提供の取組や、特別養護老人ホーム等介護施設の整備、NPO法人等による移送サービス等、高齢者等を見守る地域づくりが進んでいる。千葉市では一人暮らし高齢者の自宅に緊急通報装置の設置やGPS及び携帯電話網を利用した位置情報検索システムにより、徘徊高齢者の早期発見を図るなど、情報通信技術を活用した見守りサービスの提供を進めている。

また、高齢者や障害者を始めとする全ての人々が自立的に快適かつ安全に生活できるよう旅客施設におけるエレベーター導入やノンステップバスの導入支援等、交通機関のユニバーサルデザイン化や住宅・建築物、歩行空間等のユニバーサルデザイン化を推進している。関東運輸局・関東地方整備局では、地域の一体的・総合的なバリアフリー化を効果的に推進するため、各地域において学識者、高齢者、障害者団体、施設設置管理者、行政等の多方面から意見聴取を行うバリアフリーネットワーク会議を共同開催したほか、関東運輸局では高齢者や障害者等の生活環境を理解し、その社会参加に積極的に協力する社会環境づくりのために作成した、心のバリアフリーガイドブックの普及やバリアフリー教室を開催するなど「心のバリアフリー」を推進している。

ニュータウン等の再生については、世帯・世代構成の多様化と活力ある地域の再生を図るため、例えば、埼玉県においてはニュータウンの住民が主体となってまちづくりのルールとして景観協定を作成、千葉市においてはコミュニティビジネス育成の一環として、市が主体となって起業化講座の開催やモデルプランの認定、起業化立ち上げ支援などの取組を進めている。

安全で安心な医療体制の構築については、地域内の医師等を確保するため、大学と連携し地域医療を志望する学生への修学資金援助やかかりつけ医・診療所、かかりつけ薬局等の普及のため、フォーラムの開催、研修等に取り組んでいるほか、疾病の特性に応じた地域ごとの医療連携体制の整備や医師等の連携等、様々な取組が進んでいる。

また、地域公共交通活性化・再生総合事業等を活用したコミュニティバスの

写真5—1 高齢者向けサービス付き住宅の供給
(千葉市シルバーハウジング)



写真提供: 千葉市

写真5—2 関東管内バリアフリーネットワーク会議
(平成23年2月開催)



写真提供: 関東運輸局

導入や自治体による患者輸送車の運行等、医療機関への交通の確保に取り組むとともに、巡回医療、情報通信技術を活用した遠隔医療の推進、拠点病院・診療所に対する運営費の支援等、へき地における医療提供体制の整備が進んでいる。

【トピック】 重粒子線一般向け治療が2010年6月からスタート

群馬県と群馬大学が共同で整備した重粒子線治療施設は、国内では千葉県、兵庫県に次いで3カ所目となる。世界でも日本とドイツ、中国の3カ国にしかないものであり、大学に導入されたのは国内で初めてとなる。

群馬県では、高額となる治療費用の負担を軽減するため、県民が重粒子線治療を受ける際に治療費を金融機関から借りた場合、その利子の全部または一部を補助している。

写真5-3 群馬大学重粒子線医学センター



写真提供：群馬県

広域的な救急医療体制の取組については、消防機関と医療機関において、救急医療情報システムによる情報共有、ドクターヘリの運用等連携を図っている。ドクターヘリの自治体間の相互運用については、茨城県、栃木県及び群馬県の北関東3県、茨城県と千葉県、神奈川県と山梨県のそれぞれで、県境を越えた連携が進んでいる。

写真5-4 ドクターヘリ



写真提供：栃木県

③プロジェクトの課題と今後の取組の方向

首都圏は、今後、急速に少子高齢化が進展することが確実視されている。人口の増加する高齢者が安心して快適に生活し活躍できる環境を整備するとともに、誰もが安心して子どもを産み育てることができる環境を整備することが必要である。

このため、保育所待機児童の解消、子育て支援ネットワークの充実、子育てバリアフリーの推進、職住近接で子育てしやすい街なか居住の推進、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給の促進等や、高齢者のための医療・介護・福祉関連サービス機能と住宅、商業等の機能の適切な配置、生活支援サービスと一体となった高齢者向け住居の供給を推進することが必要である。

また、高齢者や障害者を始めとする全ての人々が自立的に快適かつ安全に生活できるよう、NPO等による移送サービスの充実、公共交通のバリアフリー化の支援、さらには、国民一人ひとりが高齢者や障害者等の生活環境の困難さを

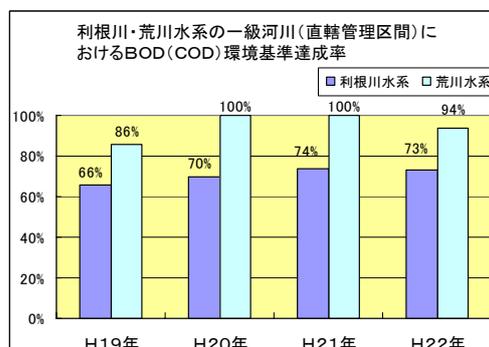
自らの問題として認識し、その社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」を推進する。

今後も、このような取組を進めることにより、子どもを生き育てやすく、また高齢者をはじめ誰もが安心して暮らすことのできる快適なまちづくり・住まいづくりを推進するとともに、安全で安心な医療体制を構築していくことが重要である。

(6) 利根川・荒川おいしい水プロジェクトについて

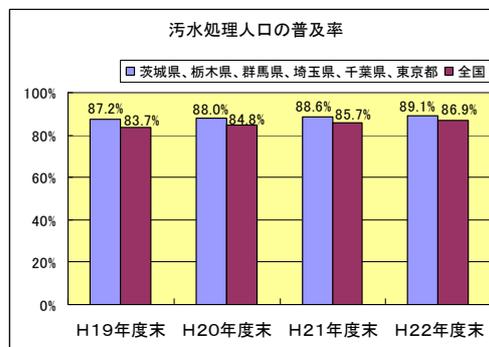
① プロジェクトの推進状況

・利根川・荒川水系の一級河川（直轄管理区間）におけるBOD（COD）環境基準達成率については、平成22年で利根川水系73%、荒川水系94%であり、平成21年と比べ利根川水系は1ポイント、荒川水系は6ポイント減少したが、経年的にみると環境基準の達成状況は増加傾向である。



出典:「平成22年関東地方一級河川の水質現況」(国土交通省関東地方整備局)

・汚水処理人口の普及率については、平成22年度末で89.1%であり、平成21年度末と比べ0.5ポイント増加し、全国を上回っている。



出典:「汚水処理人口普及状況について」(環境省)より首都圏広域地方計画推進室作成

※ 対象エリア:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都

② プロジェクトの進捗状況

安定的な水資源の確保については、利根川水系及び荒川水系の水資源開発施設の整備や既設ダム間の容量調整、既存ダム等の適正な維持管理を通じた容量確保により水資源の有効活用に取り組んでいる。また、地下水の適正な利用・保全を推進しているほか、埼玉県や東京都においては、高度処理した下水処理水の冷暖房用水、公園等の親水・修景用水等としての再利用等に取り組んでいる。茨城県、栃木県、群馬県及び埼玉県等の水源地域においては、森づくり事業等による造林や間伐、獣害対策等森林の整備・保全による水源かん養機能の維持や千葉県、東京都等の下流域の自治体等と連携した上下流交流事業等、住民の意識啓発活動に取り組んでいる。

安全でおいしい水の供給については、都市化や流量の減少で水質環境の悪化が見られる河川への浄化用水の導入等に取り組んでいる。また、下水道、浄化槽、農業集落排水施設等の污水处理施設の整備や污水处理の高度化を推進しているほか、高度処理施設の整備等浄水処理の高度化促進に取り組んでいる。

写真6-1 利根川水系上下流交流「水のふるさと体験会」(間伐体験の様子)



写真提供:利根川水系上下流交流実行委員会

渇水対策や水質汚濁対策に関する危機管理体制の強化については、関係する国等と地方公共団体で構成する「利根川水系渇水対策連絡協議会」や「荒川水系渇水調整協議会」、「関東地方水質汚濁対策連絡協議会」を定期的に開催しているほか、茨城県、埼玉県、千葉県においては、県域単位で渇水対策の連絡調整会議等を開催するなど危機管理体制の強化を図っている。

【トピック】 全国初「首都圏New！水道水キャンペーン」

～首都圏7つの水道事業者が連携して、都県域を越えたキャンペーンを展開～

首都圏民に水道水のおいしさを再認識してもらうため、首都圏の7つの水道事業者(埼玉県企業局、千葉県水道局、東京都水道局、神奈川県企業庁、さいたま市水道局、横浜市水道局及び川崎市上下水道局)が連携して全国で初めて、都県域を越えたキャンペーンを7月及び8月に実施した。

初年度となる平成22年度は、7水道事業者が共同でポスターを作成し、首都圏を走るJR首都圏全線、主要私鉄路線(みなとみらい線を含む東横線、京成線全線、京急線全線、東上線)の車両広告を始めとしたPRを広域的に展開した。

図6-1 車両掲出用ポスター



提供：首都圏の7つの水道事業者

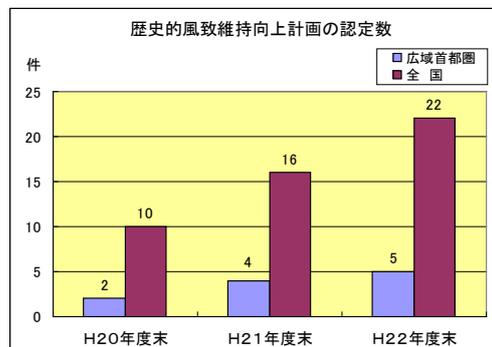
③ プロジェクトの課題と今後の取組の方向

地球温暖化による積雪量の減少や蒸発散量の増加に伴う河川流量の減少や降雨量の変動の増大等が首都圏の水利用に及ぼす影響が懸念されている。一方で国民の安全で良質な水を求める声はますます高まっている。このため、水資源の確保、河川の水質改善、浄水処理の最適化等総合水資源管理を推進するとともに、「水を賢く使う社会」を目指し、節水促進施策や雨水・再生水利用を流域全体で広域的に推進することが必要である。

(7) 街道・歴史まちづくりプロジェクトについて

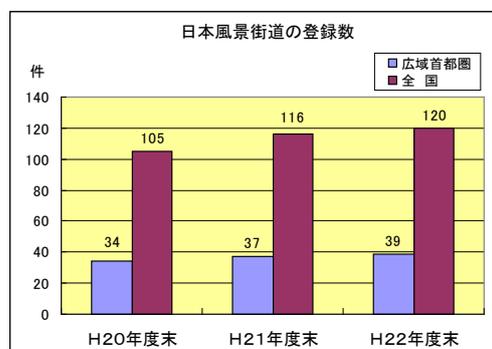
① プロジェクトの推進状況

・「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」の歴史的風致維持向上計画の認定数については、平成 22 年度末で 5 件であり、平成 21 年度末と比べ 1 件増加し、全国の約 5 分の 1 となっている。



出典:「歴史的風致維持向上計画」(国土交通省)
※ 〇の対象エリア: 広域首都圏

・日本風景街道の登録数については、平成 22 年度末で 39 件であり、平成 21 年度末と比べ 2 件増加し、全国の約 3 割となっている。



出典:「日本風景街道」(国土交通省)
※ 〇の対象エリア: 広域首都圏

② プロジェクトの進捗状況

歴史的風致を後世に継承する歴史まちづくりについては、「歴史的風致維持向上計画」の認定を受けている市町村（茨城県水戸市、同県桜川市、群馬県甘楽町、福島県白河市、長野県下諏訪町）等において歴史的建造物等の保存・再生に向けて取り組んでいるほか、古都鎌倉の寺院・神社、富岡製糸場と絹産業遺産群の世界文化遺産登録に向け、推薦書原案の検討等、関係機関が協議を進めている。また、日本橋の橋洗いを始め歴史的資源を活かした地域コミュニティの創生に取り組むとともに各地で無電柱化の整備が進んでいる。

写真7-1 富岡製糸場



写真提供: 群馬県

写真7-2 日本橋の橋洗い



写真提供: 関東地方整備局

広域連携の取組については、日本風景街道に、信州遠山郷「天に至るまつり古道」（長野県）、大井川流域「南アルプスへの道・お茶の道」（静岡県）が新規登録されたほか、日光ツーデーウォーク等の合同イベントの開催等に取り組んでいる。

【トピック】 歩行者用に案内標識設置～日光どこナビサイン～

栃木県日光市において、栃木県、日光市、地元住民の協働により、歩行者向け観光案内標識「日光どこナビサイン」の整備や商店街や観光スポットを示した地図「日光まちず」を作成し、観光客の市内散策に活用されている。

日光どこナビサインは、世界遺産に通じる「東町」「西町」を歩いて楽しんでもらおうと日光市の国道119号、120号の計71箇所に設置し観光客が現在地を確認することが出来るなど、市内散策の手助けとなっている。

写真7-3
日光どこナビサインと日光まちず



写真提供：栃木県

③プロジェクトの課題と今後の取組の方向

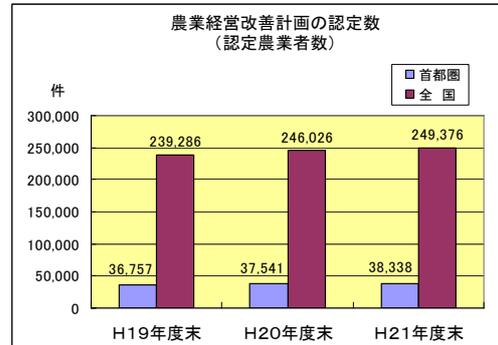
美しい景観形成や観光地としての魅力向上を図るため、今後も「19. 広域観光交流推進プロジェクト」と連携しながら、街道・歴史・文化、産業遺産等の地域資源を活用した歴史まちづくりを推進する。また、古都鎌倉の寺院・神社、富岡製糸場と絹産業遺産群の世界文化遺産登録に向け、引き続き取組を推進するとともに、各観光圏等における地域の幅広い関係者の連携等による観光振興の取組を総合的に進めていく必要がある。

また、東日本大震災により、歴史的な建造物等への被害が生じており、これらの早期修復に取り組む必要がある。

(8) 農山漁村の活性化プロジェクトについて

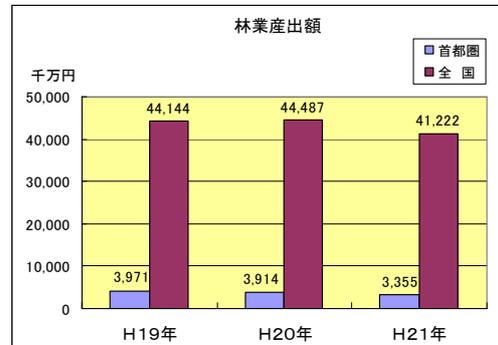
① プロジェクトの推進状況

・「農業経営基盤強化促進法」の農業経営改善計画の認定数（認定農業者数）については、平成 21 年度末で 38,338 件であり、平成 20 年度末と比べ 797 件増加し、全国の約 6 分の 1 となっている。



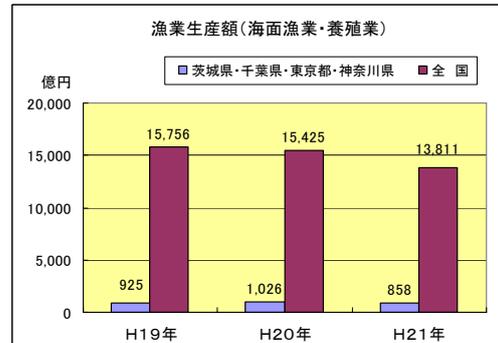
出典:「認定農業者、特定農業法人、特定農業団体の認定状況」(農林水産省)
※■の対象エリア:首都圏

・林業産出額については、平成 21 年で 3,355 千万円であり、平成 20 年と比べ 559 千万円減少し、全国の約 1 割となっている。



出典:「林業産出額」(農林水産省)
※■の対象エリア:首都圏

・漁業生産額（海面漁業・養殖業）については、平成 21 年で 858 億円であり、平成 20 年と比べ 168 億円減少し、全国の 1 割未満となっている。



出典:「漁業生産額」(農林水産省)
※■の対象エリア:茨城県、千葉県、東京都、神奈川県
(茨城県については、養殖業を除く)

② プロジェクトの進捗状況

農業の強化については、新規就農相談会・研修会の実施、青年農業者や女性農業者の活動支援等担い手・後継者の育成・確保に取り組むとともに、農地利用集積に対する支援や農業水利施設等の生産基盤の整備を促進している。

また、農産物直売所の整備や地産地消

写真8-1 農産物直売所の整備(神奈川県厚木市)



写真提供:神奈川県

の促進等により新鮮で安全な農産物の供給や交流拠点施設等を活用した農業体験の場の提供等に取り組んでいる。

【トピック】 農業の担い手・後継者の育成・確保に向けた取組

～農業のスペシャリストによる長期研修制度の創設～

山梨県では、農家数の減少、農業従事者の高齢化の進行等多くの課題を抱える中、果樹等の県を代表する農作物の産地を維持・発展し、次世代に引き継いでいくため、新規就農者の育成に高い見識と能力を持ち、かつ十分な研修環境を提供できる経験豊富な農業者等（アグリマスター）が、新規就農者へ就農に必要な実践的な知識、ノウハウをマンツーマンで指導する「就農定着支援制度」を創設し、平成22年度は就農希望者23名に対して約1年間に渡って研修を実施した。

山梨県農業の中心である果樹の場合は、一年一作で永年作物である特性から、作目、品種別はもちろん、それぞれの地域で培った様々な技術の習得には相当の時間を要することから、就農定着支援制度等の施策を通じた担い手の確保、円滑な農業技術の継承を図ることが期待されている。

写真8-2 就農定着支援制度推進事業
研修開始式



写真提供：山梨県

農産物の販路拡大については、地元特産品のブランド認証や商品開発等ブランド化の推進、トップセールスの実施、イベントの開催等PR活動に取り組んでいるほか、輸出促進のためのイベントの開催や国際食品見本市への出展等、海外での販路拡大に向けた取組も進んでいる。

写真8-3 地元特産品を利用した商品化の取組



写真提供：神奈川県

写真8-4 海外での販路拡大に向けた取組事例
（香港フードエキスポ2010（香港））



写真提供：栃木県

【トピック】 マルシェ栃木による取組

栃木県では、県内においてこだわりを持って農産物(青果物、米、畜産物、加工品等)を生産し、自ら売り込もうとする意欲ある農業者に対して支援するため、東京都内に販路開拓拠点として、「マルシェ栃木」を開設しており、平成22年度は、墨田区及び武蔵野市において計6回開催し、延べ61者が出店した。

このほかにも、マーケティングの第一線で活躍する専任アドバイザーによる商品企画からPR方法までのコーディネート、レストランシェフ等との意見交換会やバイヤーとの試食商談会を実施するなど、マルシェ参加者の販路開拓に向けた様々な取組を実施している。

写真8-5 マルシェ栃木の開催風景



写真提供: 栃木県

林業の強化については、新規林業就業者や建設業等の異業種事業者に対する技術研修会の開催等、森林整備の担い手の育成・確保に取り組んでいる。

また、交付金等の活用を通じた高性能林業機械の導入、木材加工施設等の整備により生産・加工の効率化を進めるとともに、地域材を活用した住宅建設や公共施設整備の推進や木質バイオマスエネルギーの有効利用の取組を通じて、林業・木材産業の一体的な再生に取り組んでいる。

水産業の強化については、就業相談会や漁業技術研修、漁業体験講座等を開催する等、意欲ある漁業の担い手の育成・確保に向けて取り組んでいるほか、ヒラメ、アワビ等の種苗生産・放流等の栽培漁業、漁業者による直販、水産物のブランドづくり等の取組が進んでいる。

写真8-6 水産物のブランドづくりの取組事例
(千葉ブランド水産物)



千葉ブランド水産物認定マーク

認定品(房州黒あわび・九十九里いわしのごま漬)

写真提供: 千葉県

農山漁村の活性化については、イベントやセミナーの開催、グリーンツーリズム等の着地型観光の振興のほか、「農地・水・環境保全向上対策」による農村景観の形成等、各地の地域資源を活かした取組を推進している。

③プロジェクトの課題と今後の取組の方向

首都圏においては、平成20年度と比べ農業産出額、林業産出額、漁業生産額が下回っていることから、引き続き、担い手・後継者の育成・確保や異業種事業者や企業の参入促進に向けた取組を着実に推進していく必要がある。

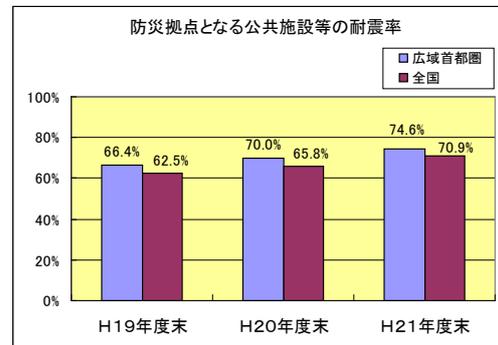
農地の利用集積の促進、地域材利用の促進等による林業・木材産業の一体的な再生、水産物のブランド化、地域資源を活用した農山漁村の6次産業化の推進等により、農林水産業への多様な事業主体の参画を促進しながら、地元特産品、伝統文化、農山漁村の環境等の「地域力」を活かした農山漁村の活性化に取り組む必要がある。

また、東日本大震災は、首都圏の農林水産業にも大きな影響を与えた。特に茨城県、千葉県では、農地や農業水利施設が広範にわたり被災したほか、沿岸部では津波により、漁港、漁船、市場等共同利用施設、水産加工業関連施設等が損壊するなどの被害、農産物の流失や塩害が発生しており、これらの地域においては、引き続き関係機関が連携し、農水産業における生産関連施設の復旧に取り組む必要がある。

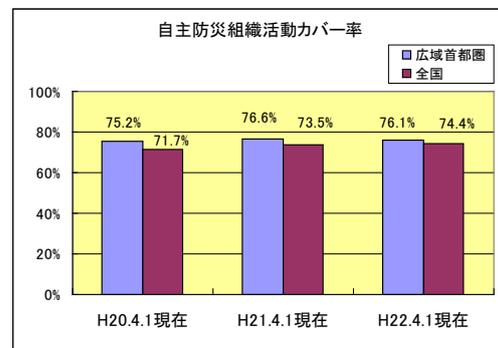
(9) 大規模地震災害対策プロジェクトについて

① プロジェクトの推進状況

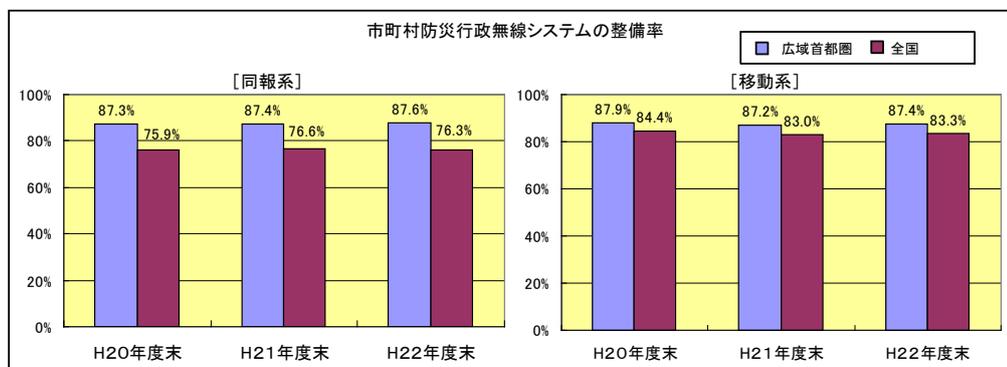
- ・ 防災拠点となる公共施設等の耐震率については、平成 21 年度末で 74.6% であり、平成 20 年度末と比べ 4.6 ポイント増加し、全国を上回っている。
- ・ 自主防災組織活動カバー率については、平成 22 年 4 月 1 日現在で 76.1% であり、平成 21 年 4 月 1 日現在と比べ 0.5 ポイント減少したが、全国を上回っている。
- ・ 市町村防災行政無線システムの整備率については、平成 22 年度末で同報系 87.6%、移動系 87.4% であり、平成 21 年度末と比べ同報系、移動系とも 0.2 ポイント増加し、いずれも全国を上回っている。



出典:「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果」(消防庁)より首都圏広域地方計画推進室作成
※■の対象エリア:広域首都圏

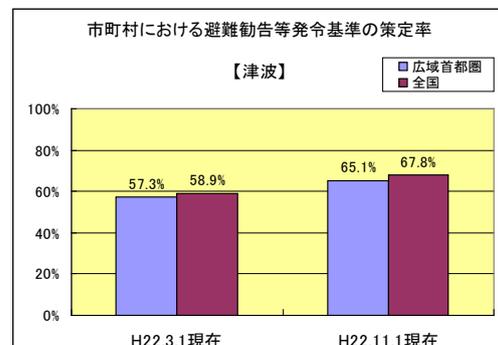


出典:「消防白書」(消防庁)により首都圏広域地方計画推進室作成
※■の対象エリア:広域首都圏



出典:「市町村防災無線システムの整備数」(総務省)より首都圏広域地方計画推進室作成
※■の対象エリア:広域首都圏

- ・ 市町村における津波災害時の避難勧告等発令基準の策定率については、平成 22 年 11 月 1 日現在で 65.1% であり、平成 22 年 3 月 1 日現在と比べ 7.1 ポイント増加したが、全国を下回っている。



出典:「避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況調査結果」(消防庁)より首都圏広域地方計画推進室作成
※■の対象エリア:広域首都圏

②プロジェクトの進捗状況

官民における業務継続計画（BCP）の早期策定については、各行政機関において取組を進めている。また、埼玉県や東京都においては、民間企業のBCP策定促進に向けて、普及啓発セミナーの開催や相談対応等策定支援に取り組んでいる。

災害時の相互応援協定等の締結・実践については、「1都9県震災時等の相互応援に関する協定連絡会議（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県）」、「防災・国民保護5県連絡会議（茨城県、栃木県、群馬県、福島県及び新潟県）」、「九都県市首脳会議防災・危機管理対策委員会（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市及び相模原市）」等における、各行政機関が連携した合同防災訓練の実施や帰宅困難者対策のほか、民間事業者との協定や圏域を越えた広域的な応援協定の締結等に取り組んでいる。防災拠点や避難所となる施設の耐震化、住宅、学校等の建築物の耐震化、道路、鉄道、港湾、空港等の交通インフラや電気、上下水道等のライフラインの耐震化等都市基盤の耐震化に取り組んでいるほか、防災拠点の整備、緊急輸送ネットワークの確保等の取組が進んでいる。

図9-1 災害時帰宅支援ステーション ステッカー



提供：九都県市首脳会議 防災・危機管理対策委員会

【トピック】 全国初の国営防災公園「東京臨海広域防災公園」が開園

東京臨海広域防災公園は、首都直下地震等の大規模な災害発生時に首都圏広域防災のヘッドクォーターとして東扇島地区（川崎市）の物流コントロールセンターと一体的に機能するわが国初の国営防災公園であり、これまで都立公園と一体的に整備を行い平成22年7月に開園した。また、平常時は「防災体験学習施設 そなエリア東京」を中心に、防災に関する学習・訓練・情報発信などに利用されている。

写真9-1 東京臨海広域防災公園（平成22年7月開園）



写真提供：関東地方整備局

また、密集市街地における住宅や沿道建築物の耐火・不燃化、耐震化の促進、地域防災のリーダー養成等の自主防災組織の育成、危機管理・防災教育の推進等についても各地で取組が進んでいる。

津波対策については、太平洋沿岸市町村において津波ハザードマップの作成や避難計画の策定等に取り組んでいるほか、セミナーの開催による津波防災教育や津波対策訓練の実施等を通して津波対策の強化に取り組んでいる。

③プロジェクトの課題と今後の取組の方向

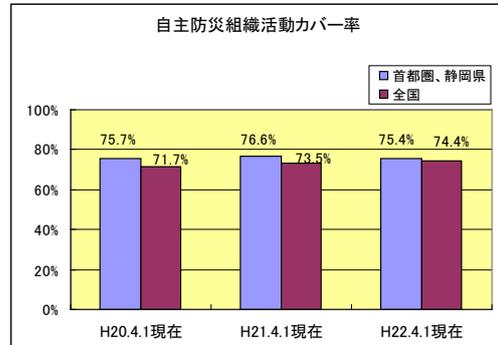
人口や産業が集積し、首都中枢機能を有する首都圏においては、首都直下地震等大規模地震の発生に備えて、首都中枢機能を維持・確保し、被害を軽減するため、建築物、交通インフラやライフライン等都市基盤の耐震化、災害時の輸送ネットワークの確保、密集市街地の解消、津波対策の強化、帰宅困難者対策、地域防災力の向上等に引き続き取り組んで行くとともに、「国土審議会政策部会防災国土づくり委員会」が東日本大震災の教訓を踏まえ、関係行政機関、地方公共団体、国民各層に対して災害に強い国土づくりの基本的方向性を示した「災害に強い国土づくりへの提言～減災という発想にたった巨大災害への備え～平成 23 年 7 月」をベースに、災害に強い地域づくりの実現に向けて、様々な主体との適切な役割分担の下、諸施策を確実に推進していく必要がある。

また、東日本大震災の発生以降、首都直下地震をはじめとする広域かつ大規模な災害に備え、国の管区機関、交通関係機関、ライフライン関係機関、通信関係機関等が連携した災害対応を効果的に推進できるよう「関東防災連絡会」が設立されたほか、首都圏の各行政機関等が連携した各種の組織において、様々な検討が行われており、これらの機関による災害対策に関する情報の共有及び施策の連携等を推進していくことが重要である。

(10) 風水害対策プロジェクトについて

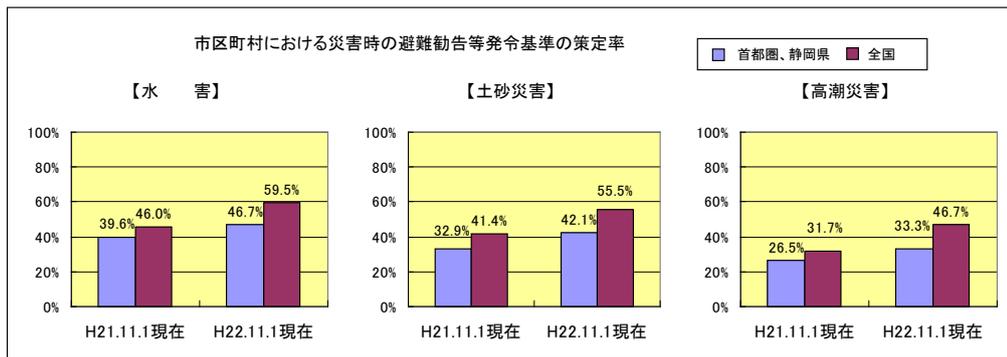
① プロジェクトの推進状況

- ・ 自主防災組織活動カバー率については、平成 22 年 4 月 1 日現在で 75.4% であり、平成 21 年 4 月 1 日現在と比べて 1.2 ポイント減少したが、全国を上回っている。



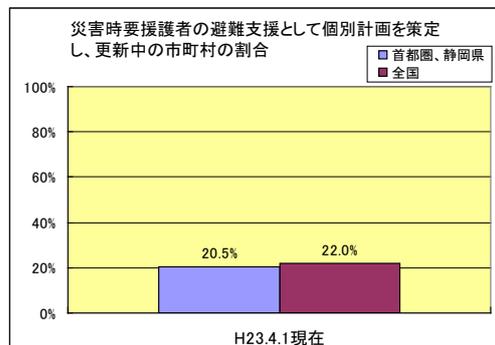
出典:「消防白書」(消防庁)より首都圏広域地方計画推進室作成
※□の対象エリア:首都圏、静岡県

- ・ 市区町村における災害時の避難勧告等発令基準の策定率については、平成 22 年 11 月 1 日現在で水害 46.7%、土砂災害 42.1%、高潮災害 33.3%であり、平成 21 年 11 月 1 日現在と比べて水害 7.1 ポイント、土砂災害 9.2 ポイント、高潮災害 6.8 ポイントそれぞれ増加したが、いずれも全国を下回っている。



出典:「避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況調査結果」(消防庁)より首都圏広域地方計画推進室作成
※□の対象エリア:首都圏、静岡県

- ・ 災害時要援護者の避難支援として個別計画を策定し、更新中の市町村の割合については、平成 23 年 4 月 1 日現在で 20.5%であり、全国を下回っている。



出典:「災害時要援護者の避難支援対策の調査結果」(消防庁)より首都圏広域地方計画推進室作成
※□の対象エリア:首都圏、静岡県

②プロジェクトの進捗状況

大規模水害対策については、治水施設の整備、河川堤防の質的強化、洪水時に支障となる橋梁・堰等構造物の改築等に取り組んでいる。避難対策の強化については、洪水ハザードマップの作成や洪水情報の的確な提供、県境を越えた広域避難の検討、相互応援協定に基づく合同訓練等に取り組んでいるほか、洪水ハザードマップを活用した避難訓練や、災害時要援護者施設に対する啓発等、行政と住民が連携した避難対策の取組が進んでいる。また、自主防災組織の育成支援や防災・危機管理セミナーの開催等により水防体制の強化を図っている。

都市型水害対策については、都市河川の整備、流域における貯留浸透施設や下水道の整備等に取り組んでいる。また、ゲリラ豪雨等局地的大雨の監視体制の強化と住民への情報配信の取組、内水ハザードマップの作成・活用、道路アンダーパス部に情報提供装置の設置や河川利用者の水難事故防止のための啓発、気象情報と連動した警報装置の整備等による避難対策の強化を図っている。

写真10-1 第59回利根川水系連合水防演習
(平成22年5月15日開催 群馬県邑楽郡板倉町大高島 利根川堤防、河川敷及び合の川河川防災ステーション)



写真提供: 関東地方整備局

表10-1 首都圏のハザードマップ公表状況
(平成23年3月28日時点)

	市町村数	洪水	内水	高潮	土砂災害
茨城県	44	42	1	1	16
栃木県	27	25	0		12
群馬県	35	18	0		4
埼玉県	64	50	6		4
千葉県	54	45	11	2	6
東京都	62	42	33	0	6
神奈川県	33	29	5	1	7
山梨県	27	11	2		6
合計	346	262	58	4	61

出典:「国土交通省ハザードマップポータルサイト」(国土交通省)より首都圏広域地方計画推進室作成

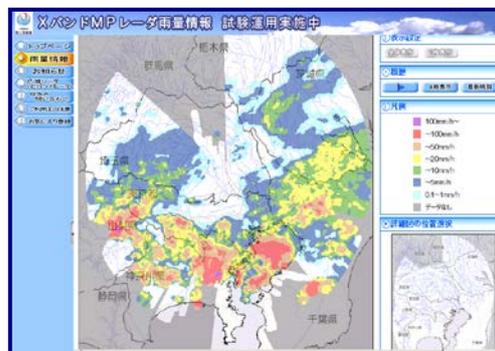
【トピック】 XバンドMP(マルチパラメータ)レーダの降雨観測情報(web画像)の一般配信を開始

近年、局地的な大雨(いわゆるゲリラ豪雨)や集中豪雨による浸水被害が頻発していることから、国土交通省では、このような水害に対し、適切な水防活動や河川管理を行うため、従来のレーダではとらえることができなかった降雨についても、詳細かつリアルタイムで観測できるXバンドMPレーダを3大都市圏等(関東、北陸、中部、近畿)に11基設置し、平成21年度から試験運用を開始した。

平成22年度は、XバンドMPレーダの降雨観測情報を豪雨時の避難行動や防災活動等に役立てて頂くため、7月5日からweb画像による一般配信を開始した。

<<http://www.river.go.jp/xbandradar/>>

図10-1 web画像のイメージ



提供: 国土交通省XバンドMPレーダ降雨情報

高潮対策については、堤防、防潮堤等の整備や老朽化・耐震対策のほか、高潮警報等高潮に関する情報の迅速な提供、高潮ハザードマップの作成等避難対策の強化に取り組んでいる。

土砂災害対策については、砂防関連施設、治山関連施設、保安林等の整備、総合的な土砂管理の取組を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定、土砂災害ハザードマップの作成・活用、土砂災害警戒情報の提供等、対策及び警戒・避難体制の強化に取り組んでいる。また、群馬県においては、モデル地区を設定し住民が主体となった防災マップや自主避難ルール等の作成による土砂災害の警戒・避難体制の整備や実働避難訓練等に取り組んでいる。

③プロジェクトの課題と今後の取組の方向

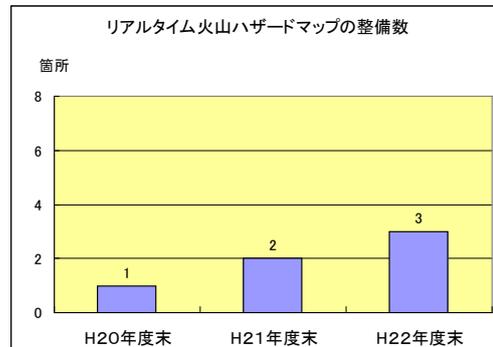
首都圏における風水害による被害を軽減するため、引き続き、河川、海岸、砂防施設の整備や治山等に流域全体で一体となって取り組むとともに、近年、多発する局地的大雨の予測精度の向上や監視体制の強化、ハザードマップの作成・活用等による避難対策の強化に取り組んでいく必要がある。

また、東日本大震災により震源に近い久慈川、那珂川、利根川等の河川では、広範にわたって堤防の沈下や亀裂、崩壊といった大規模な災害が発生したほか、栃木県等において、土砂崩壊による災害が多数発生している。震災から得られた知見を踏まえ、今後発生すると想定されている首都直下地震等においても、大規模な被害の発生を防止するため、ソフト施策との連携を図りつつ、河川管理施設の耐震対策の推進等、被害防止対策の更なる充実を図ることにより、強靱な国土基盤の構築を図ることが重要である。土砂災害対策についても、大規模な河道閉塞等の危険箇所の緊急調査や地域の警戒・避難対応に資する情報の迅速かつ的確な提供等、実施体制の強化に取り組んでいく必要がある。

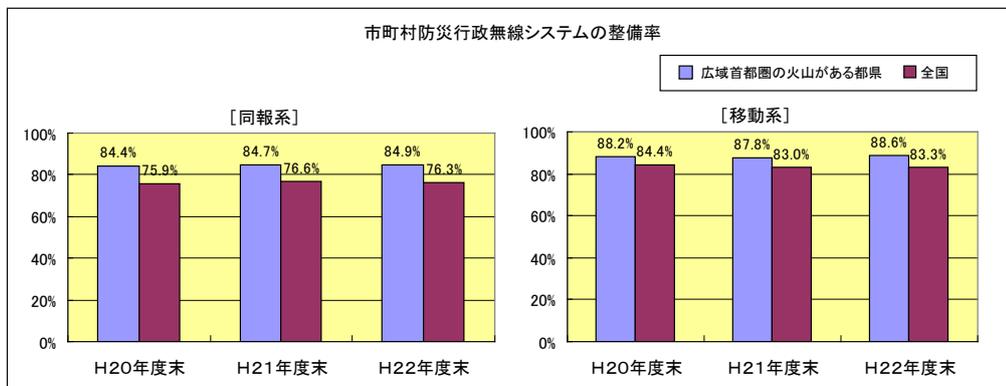
(11) 火山噴火災害対策プロジェクトについて

① プロジェクトの推進状況

- リアルタイム火山ハザードマップの整備数については、平成22年度で3箇所であり、平成21年度と比べ1箇所増加した。
- 市町村防災行政無線システムの整備率については、平成22年度末で同報系84.9%、移動系88.6%であり、平成21年度末と比べ同報系0.2ポイント増加、移動系0.8ポイント増加し、いずれも全国を上回っている。



出典：国土交通省関東地方整備局調べ
※エリア：広域首都圏



出典：「市町村防災無線システムの整備数」(総務省)より首都圏広域地方計画推進室作成

※■の対象エリア：広域首都圏の火山がある都県(栃木県、群馬県、東京都、神奈川県、山梨県、福島県、新潟県、長野県、静岡県)

② プロジェクトの進捗状況

火山噴火災害対策については、対象とする火山毎に関係する国、都県・市町村等が広域的に連携した連絡会議等により、火山ハザードマップの作成・活用、防災訓練等に取り組んでいる。

浅間山については、「浅間山火山防災対策連絡会議」等において、総合防災訓練の実施、火山防災マップの作成及び住民への周知、融雪型火山泥流を想定した防災対応の検討を進めている。また、関東地方整備局において、火山砂防計画の検討を進めているほか、火山データベースの構築や監視・観測設備、防災情報共有システムの整備、国土技術政策総合研究所等と共同でリアルタイム火山ハザードマップのシステム構築を行った。

写真11-1 平成22年度 浅間山噴火を想定した総合防災訓練
(平成22年10月14日開催 群馬県長野原町北軽井沢)



写真提供：関東地方整備局

さらに、「浅間山倶楽部ポータルサイト実証実験協議会」において、地域住民や観光客、登山客等へ火山噴火情報をリアルタイムで提供する携帯電話向けポータルサイトの整備及び試験運用に取り組んでいる。

草津白根山については、「草津白根山系硫化水素ガス安全対策連絡協議会」において、硫化ガスの監視、記録等に取り組むとともに、関東地方整備局において火山砂防計画の検討を進めている。また、「群馬県火山防災対策連絡会議」において

浅間山、草津白根山周辺を対象とした火山噴火（爆発）防災計画を策定し、関係機関の連携の下で火山防災対策に取り組んでいる。

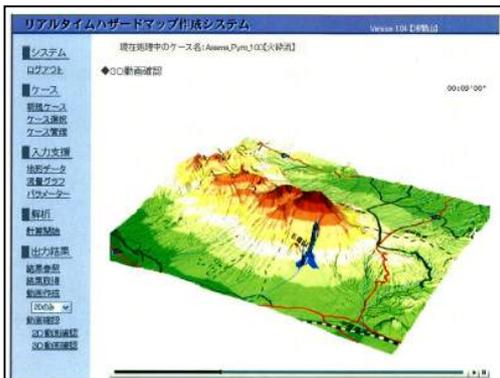
那須岳については、「那須岳火山防災協議会」において、噴火活動に応じた立ち入り規制等を示した火山防災マップ等を作成し関係者に配布したほか、栃木県において、砂防堰堤や動画監視機器の整備に取り組んでいる。

伊豆大島の三原山については、東京都が溶岩流や土石流から人家や公共施設等を守るための施設整備を進めている。

箱根山については、神奈川県温泉地学研究所において、地震・地殻変動観測や火山ガス濃度の変化に関する調査研究を進めている。

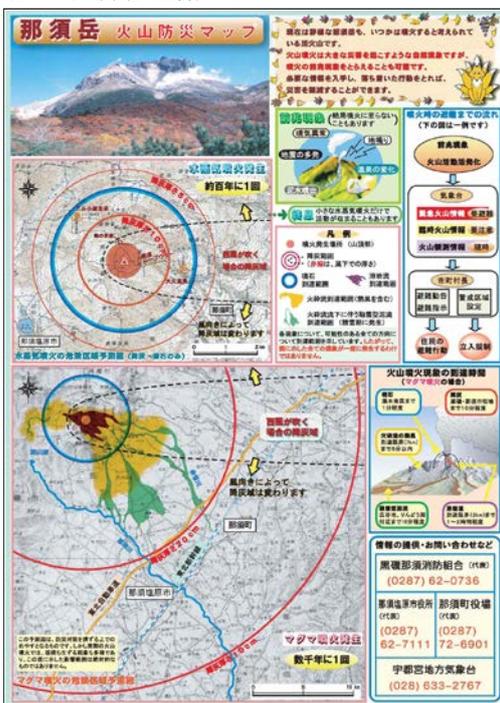
富士山については、「災害対策山静神連絡会議」において、富士山噴火を想定した訓練等に取り組んでいるほか、山梨県では、中部地方整備局と連携した富士山の火山情報の提供、神奈川県では、「県・横浜・川崎・相模原防災・危機管理対策推進協議会」において、富士山噴火を想定した降灰対策等の検討に取り組んでいる。

図11-2 リアルタイム火山ハザードマップ作成システムによる動画ハザードマップの表示例



提供：関東地方整備局

図11-3 那須岳火山防災マップ



提供：栃木県

③プロジェクトの課題と今後の取組の方向

広域首都圏の山岳部や島しょ地域に存在する多くの活火山については、火山噴火によって首都圏の社会経済活動に甚大な被害を与える恐れがあるため、引き続き火山噴火予知の調査研究、火山ハザードマップの作成・活用、監視機器や情報通信基盤の整備を通じた広域的な情報共有化等により避難対策の強化を図ると

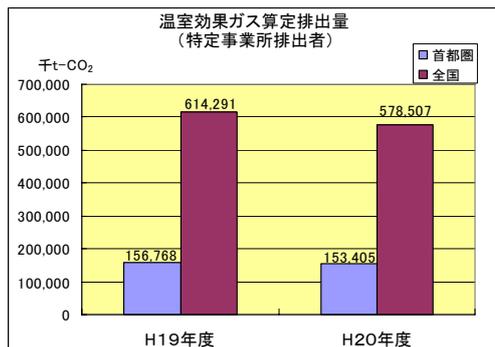
ともに、火山砂防計画の策定及び火山砂防施設の整備、降灰処理対策等を広域的に推進する必要がある。

また、土砂災害防止法の改正により、火山噴火に起因する土石流の発生の恐れのある箇所の緊急調査及び緊急調査に基づく、土砂災害緊急情報の通知等を実施するための体制を整備し、土砂災害に対する警戒・避難体制の強化に取り組む必要がある。

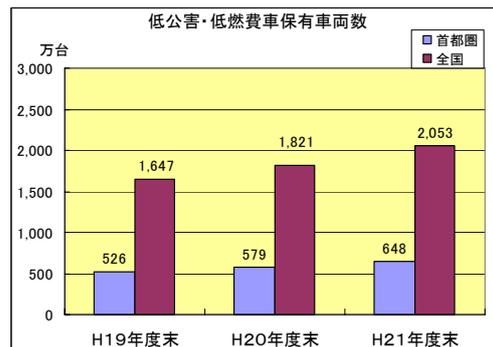
(12) 地球温暖化対策プロジェクトについて

① プロジェクトの推進状況

- ・温室効果ガス算定排出量（特定事業所排出者）については、平成 20 年度で約 153,405 千 t-CO₂ であり、平成 19 年度と比べ約 3,363 千 t-CO₂ 減少し、全国の約 4 分の 1 となっている。
- ・低公害・低燃費車保有車両数については、平成 21 年度末で約 648 万台であり、平成 20 年度末と比べ約 69 万台増加し、全国の約 3 割となっている。



出典:「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度による集計結果」(環境省)
※ 〇の対象エリア:首都圏

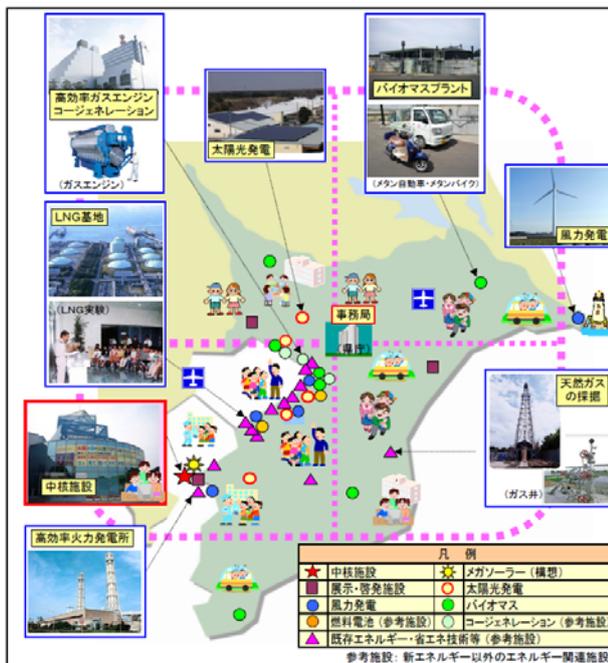


出典:「自検協統計自動車保有車両数」((財)自動車検査登録情報協会)及び国土交通省関東運輸局調べ
※ 〇の対象エリア:首都圏

② プロジェクトの進捗状況

低炭素型の地域づくりについては、各地において、都市交通戦略の策定等、集約型都市構造への転換に向けた取組が進んでいる。また、バイオマスタウンが新たに 2 地区（茨城県土浦市、同県ひたちなか市）増加、次世代エネルギーパーク計画が新たに 3 件（千葉県次世代エネルギーパーク構想、CC かわさきエネルギーパーク、北杜市次世代エネルギーパーク）認定された。さらに各地において、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー関連設備の設置促進や地域冷暖房等エネルギーの面的利用の推進、屋上緑化の推進等によるヒートアイランド対策に取り組んでいる。

図 12-1 千葉県次世代エネルギーパークのイメージ



提供:千葉県

交通関連対策については、幹線道路ネットワークの整備や交差点改良等道路構造の改善による自動車交通流対策を推進しているほか、公共車両優先システム、バスロケーションシステム等の導入支援等による公共交通機関の利便性向上、マイカー自粛キャンペーン等を通じたモビリティマネジメントの推進による公共交通機関の利用促進を図っている。また、ハイブリッド自動車・電気自動車等低公害・低燃費自動車の導入支援やエコドライブキャンペーンの推進に取り組んでいる。

【トピック】 E-KIZUNAサミット・フォーラムinさいたまの開催

地球温暖化が喫緊の課題である今日、有効な解決策である電気自動車(EV)の普及については様々な取組が進められているところであり、今後、EVの普及のため広域的な都市間ネットワークの構築を進める必要があることから、自治体首脳等による意見・情報交換を行う場として、平成22年4月26日に「第1回E-KIZUNAサミット・フォーラムinさいたま」を開催した。

OE-KIZUNAサミット

2県(埼玉県、神奈川県)、18市(さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、水戸市、つくば市、宇都宮市、前橋市、高崎市、横須賀市、藤沢市、甲府市、仙台市、新潟市、長野市、松本市、浜松市)が参加

自治体首脳による発表及び意見・情報交換を行い、「E-KIZUNAサミット取組方針」が採択された。

OE-KIZUNAフォーラム

2県(同上)、18市(同上)、10企業、3省(経済産業省、国土交通省、環境省)が参加

国、企業首脳及び自治体首脳による、発表及び意見・情報交換を行い、「E-KIZUNAフォーラム宣言」が採択された。

写真12-1 E-KIZUNAサミット・フォーラムinさいたま



「第1回E-KIZUNAフォーラムinさいたま」参加首脳



電気自動車の展示
(さいたま市が導入した10台の電気自動車)

写真提供：さいたま市

物流関連対策については、都市部や物流拠点周辺での共同輸配送やモーダルシフト等支援事業、グリーン物流パートナーシップ会議の開催等により、物流の効率化・環境負荷低減を図っている。

住宅・建築物関連対策については、導入支援や余剰電力買取制度による太陽光発電システムの導入促進、家電エコポイント制度による省エネルギー型の家庭用電化製品等の普及に取り組んでいる。

温室効果ガス吸収源対策については、間伐等による森林整備、屋上緑化や壁面緑化等の都市緑化に取り組んでいる。

③プロジェクトの課題と今後の取組の方向

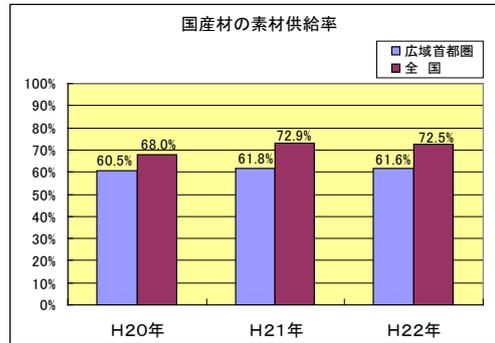
地球温暖化対策については、温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比で25%削減という目標を達成するために、民生、エネルギー、企業等の各分野で様々な施策を迅速に実施し、低炭素社会づくりに向けた取組を促進する。

特に人口や産業の集積規模が大きい首都圏においては、低炭素社会の実現に向け、集約型都市構造への転換、バイオスタウンの構築等新エネルギー等の効率的な地産地消、太陽光発電システムの導入促進等の再生可能エネルギーの利用促進、低公害車（電気自動車・ハイブリッド自動車）専用タクシー乗り場の設置や優遇税制等による低公害・低燃費自動車の導入促進、物流の効率化、住宅・建築物の省エネ対策の促進等に取り組むことが重要である。

(13) 森林・農地保全推進プロジェクトについて

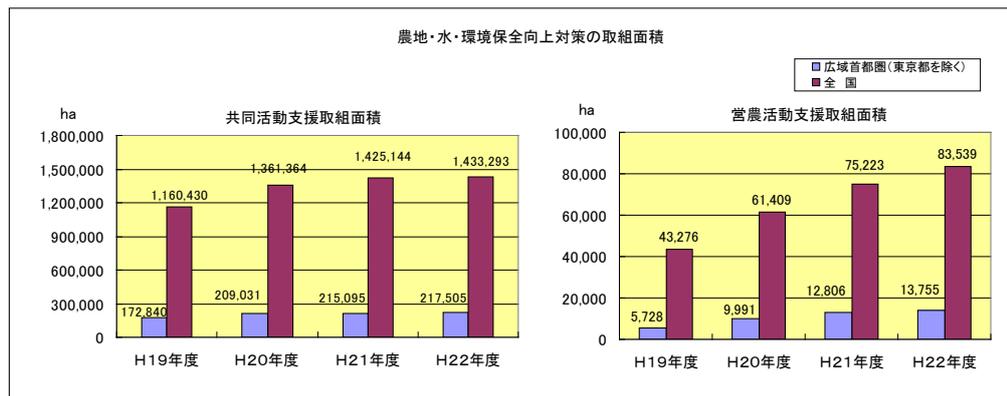
① プロジェクトの推進状況

- ・ 国産材の素材供給率については、平成 22 年で 61.6%であり、平成 21 年と比べ 0.2 ポイント減少し、全国を下回っている。



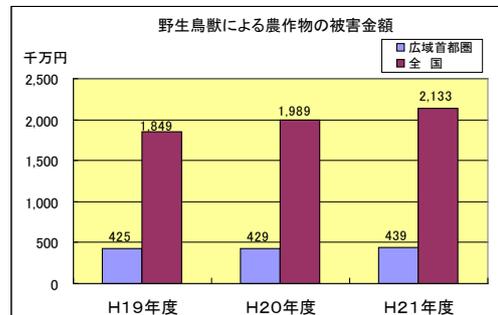
出典:「木材統計」(農林水産省)より首都圏広域地方計画推進室作成
※ 〇の対象エリア:広域首都圏

- ・ 農地・水・環境保全向上対策の取組面積については、平成 22 年度で共同活動支援 217,505ha、営農活動支援 13,755ha であり、平成 21 年度と比べ共同活動支援は 2,410ha、営農活動支援は 949ha 増加し、いずれも全国の約 6 分の 1 となっている。



出典:「農地・水・環境保全向上対策の取組状況」(農林水産省)
※ 〇の対象エリア:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、福島県、新潟県、長野県、静岡県

- ・ 野生鳥獣による農作物の被害金額については、平成 21 年度で約 439 千万円であり、平成 20 年度と比べ約 10 千万円増加し、全国の約 5 分の 1 となっている。



出典:「野生鳥獣による都道府県別農作物被害状況」(農林水産省)
※ 〇の対象エリア:広域首都圏

② プロジェクトの進捗状況

森林の整備・保全については、若年層や建設業等の異業種事業者の林業参入を促進するため、林業従事に必要なとなる知識や資格取得のための各種研修等の実施、

森林づくりや環境教育に取り組むNPO等に対する支援に取り組んでいる。

また、交付金等を活用した境界の明確化、人工林の間伐の促進により健全な森林の整備を推進するとともに、地域材を活用した住宅建設や公共施設整備の推進、木質バイオマスエネルギー有効利用等の取組を通じて、間伐材の積極的な利用を促進するなど、林業・木材産業の一体的な再生に取り組んでいる。

【トピック】 森林資源の有効活用を通じた健全な森林づくりの取組

長野県では、「緑の社会資本」である森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくため、間伐を中心とした森林づくりを支える財源として、「長野県森林づくり県民税」を導入し、県民みんなで支える森林づくりの推進に取り組んでいる。

平成22年度は、手入れの遅れている里山での間伐の推進や、地域で間伐材を安定的に利用するための仕組みづくりに関するモデル事業に取り組むほか、県民や企業の森林づくりへの参加等の促進を図るため、昨年度のペレットストーブに続き、薪ストーブを利用したカーボンオフセットの仕組みを全国に先駆けて構築した。

構築したシステムにより、削減したCO₂の削減分を社会貢献に取り組む企業等へ販売することが可能となることから、本システムの更なる普及啓発に努めることにより、地球温暖化防止を実現させるとともに、間伐材等の森林資源の有効活用を通じた健全な森林づくりを推進していく。

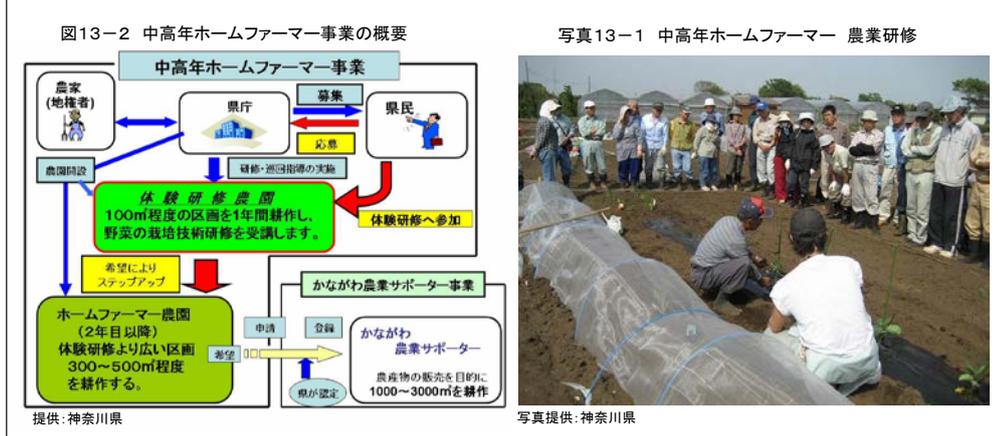
図13-1 長野県カーボンオフセットシステムの仕組み



農地の整備・保全については、新規就農相談会・研修会の実施、青年農業者や女性農業者の活動支援等担い手・後継者の育成・確保に取り組んでいる。

また、各地において交付金等を活用した耕作放棄地の再生利用の取組を推進しており、神奈川県では、県が耕作放棄地を再生し、都市住民等に農業研修や栽培体験の場として提供するなど、耕作放棄地の解消に取り組んでいる。

耕作放棄地再生の取組事例（神奈川県におけるホームファーマー事業）



鳥獣被害防止対策については、茨城県及び栃木県の隣接市町が連携し、被害・生息・防護柵設置マップの作成、合同研修会の開催や一斉捕獲の実施等に取り組んだほか、「南アルプス高山植物等保全対策連絡会（山梨県・長野県・静岡県）」や「山静神ニホンジカ・ニホンザル等情報交換会（神奈川県、山梨県、静岡県）」において広域的な情報共有に取り組んでいる。

また、「北関東磐越五県野生鳥獣による農作物被害対策連携会議（茨城県、栃木県、群馬県、福島県、新潟県）」において、捕獲の推進、被害対策指導者育成等の課題の整理、県境における現状の把握と具体的対策に関する事項の協議を進めている。

③プロジェクトの課題と今後の取組の方向

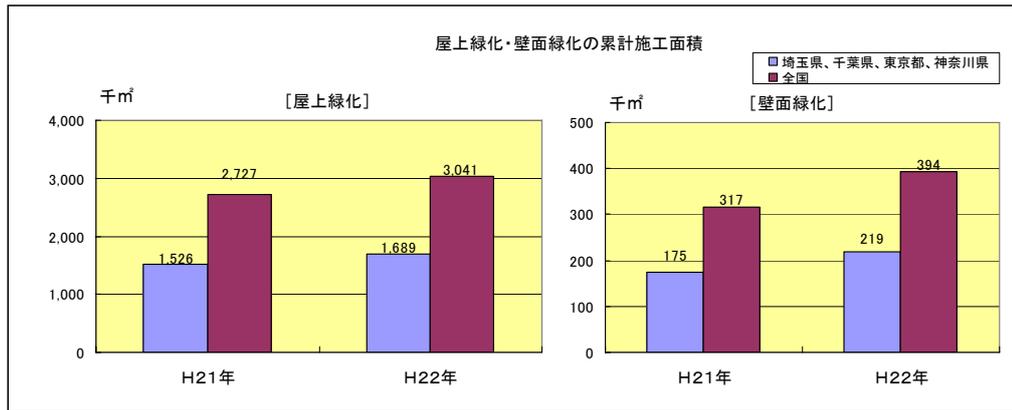
林業労働者の高齢化等に対応した林業労働力の量的・質的確保のため、多様な担い手の育成・確保、地域材の利用拡大や木質バイオマスの推進等による林業・木材産業の一体的な再生を図る。

また、企業等の農業参入の促進や多様な担い手の育成・確保等による耕作放棄地の再生・利用、「農地・水・環境保全向上対策」等の適切な実施、被害の深刻化・広域化に対応した鳥獣被害防止対策等に引き続き取り組み、森林・農地が有する国土保全、水源かん養、自然環境等の多面的機能を適正に維持する必要がある。

(14) 南関東水と緑のネットワーク形成プロジェクトについて

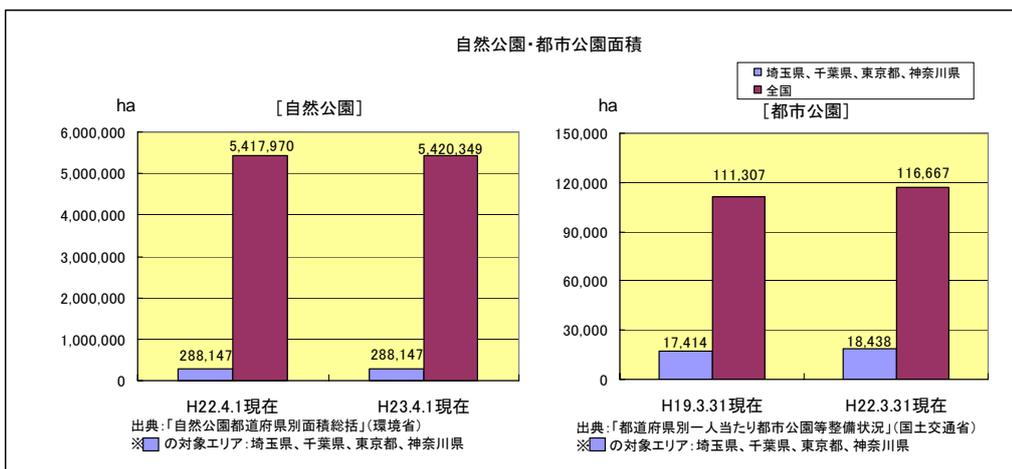
① プロジェクトの推進状況

- ・ 屋上緑化の累計施工面積については、平成 22 年で 1,689 千㎡であり、平成 21 年と比べ 163 千㎡増加し、全国の約 6 割を占めている。また、壁面緑化の累計施工面積については、平成 22 年で 219 千㎡であり、平成 21 年と比べ 44 千㎡増加し、全国の約 6 割を占めている。



出典:「全国屋上・壁面緑化施工実績調査結果」(国土交通省)
 ※ 対象エリア: 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

- ・ 自然公園面積については、平成 23 年 4 月 1 日現在で 288,147ha であり、平成 22 年 4 月 1 日現在と同じであり、全国の 1 割未満となっている。また、都市公園面積については、平成 22 年 3 月 31 日現在で 18,438ha であり、平成 19 年 3 月 31 日現在と比べ 1,024ha 増加し、全国の約 2 割となっている。



出典:「自然公園都道府県別面積総括」(環境省)
 ※ 対象エリア: 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

出典:「都道府県別一人当たり都市公園等整備状況」(国土交通省)
 ※ 対象エリア: 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

② プロジェクトの進捗状況

水辺空間の保全・創出については、多自然川づくりや自然再生事業の実施、藻場の再生に向けた取組、都市河川における水辺再生や親水護岸等の整備、行政と地域住民等との協働による美化活動(千葉市のフラワー散歩道等)による水辺空間の保全・創出に取り組んでいる。また、広域的な連携によるエコロジカル・ネットワークの形成に向けた取組が進んでいる。

写真14-1 千葉市のフラワー散歩道



写真提供:千葉市

写真14-2 美化活動（荒川クリーン協議会不法投棄物一斉撤去）



写真提供:関東地方整備局

【トピック】 南関東エコロジカル・ネットワーク形成に向けた取組

学識経験者、栃木県、埼玉県、千葉県、栃木県小山市、埼玉県鴻巣市、千葉県いすみ市、同県野田市、同県印西市、関東地方整備局、関東農政局、民間環境団体からなる「南関東エコロジカル・ネットワーク形成に関する検討委員会」は、かつて南関東地域に生息していた生態系の高次消費者であるコウノトリ・トキを指標とした河川及び周辺地域における水辺環境の保全・再生を通じ南関東地域のエコロジカル・ネットワーク形成を推進するため、南関東の各地にモデル地区を設定し、各種の調査・研究に取り組んでいる。

平成22年度においては、モデル地区における河川や水田の採餌環境の創出、情報交換に取り組んでいる。

また、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県の27自治体がこれらの取組の支援を目的に平成22年7月に「コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム」を設立するなど広域的な連携の輪が広がっている。

図14-1 エコロジカル・ネットワーク形成を目指す広域連携モデル作りのイメージ



提供:南関東エコロジカル・ネットワーク形成に関する検討委員会

緑地空間の保全・創出については、各地において自然公園の保全・整備、都市公園の整備、市街地における屋上緑化や壁面緑化に取り組んでいるほか、埼玉県やさいたま市における見沼田圃の保全・活用・創造に向けた取組、相模原市における市民と行政とのパートナーシップによる森づくりの取組、神奈川県や「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」による里地・里山保全に係る情報発信等の取組、東京都における緑の拠点となる都市公園等と幹線道路の街路樹をつなぐ「グリーンロード・ネットワーク」の取組や「海の森プロジェクト」、埼玉県と関東地方整備局の連携による「利根川・江戸川強化堤防の森づくり」等行政や住民、NPO等の多様な主体が連携して様々な取組を進めている。また、関東ふれあいの道等の整備を推進している。

写真14-3 市民と行政とのパートナーシップによる森づくりの取組



写真提供:相模原市

写真14-4 かながわ里山シンポジウム
(平成23年2月開催)



写真提供:神奈川県

写真14-5 グリーンロード・ネットワーク(街路樹の充実事業)



(東京都道463号上野月島線・中央区月島地内)

写真提供:東京都

写真14-6 海の森の取組(秋の植樹風景)



写真提供:東京都

写真14-7 「利根川・江戸川強化堤防の森づくり」記念植樹



写真提供:関東地方整備局

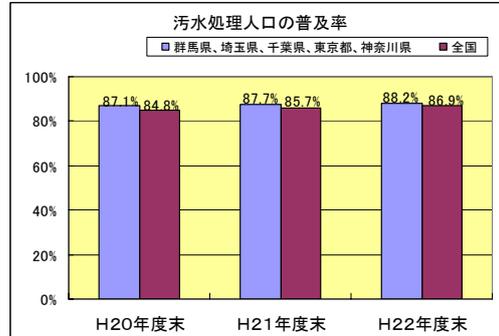
③プロジェクトの課題と今後の取組の方向

豊かな自然環境やオープンエリアを確保するため、緑の拠点の形成、公園、河川、道路、下水道等の事業連携をはじめ様々な水辺空間や緑地空間の保全・創出に各主体が連携して取り組むことにより、それらを連続的かつ広域的に結ぶ水と緑のネットワークやエコロジカル・ネットワークの形成を引き続き推進する必要がある。

(15) 泳げる東京湾・水環境再生プロジェクトについて

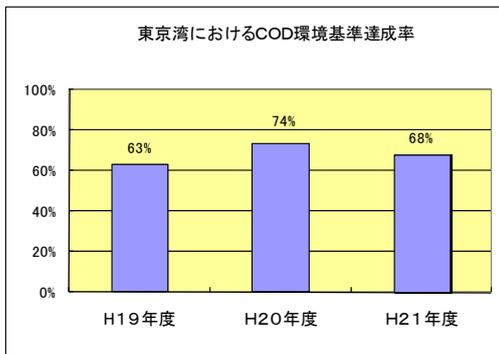
① プロジェクトの推進状況

- ・ 汚水処理人口の普及率については、平成 22 年度末で 88.2% であり、平成 21 年度末と比べ 0.5 ポイント増加し、全国を上回っている。



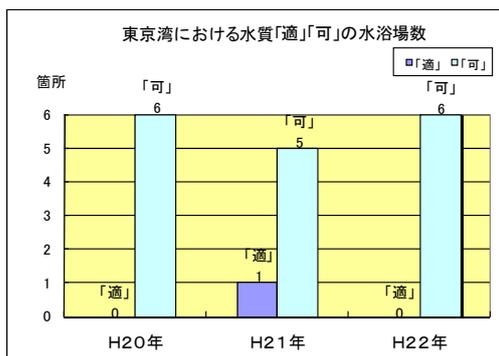
出典:「汚水処理人口普及状況について」(環境省)より首都圏広域地方計画推進室作成
※ 対象エリア:群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

- ・ 東京湾におけるCOD環境基準達成率については、平成 21 年度で 68% であり、平成 20 年度と比べ 6 ポイント減少した。



出典:「公共用水域の水質測定結果」(環境省)より首都圏広域地方計画推進室作成

- ・ 東京湾における水質「適」「可」の水浴場数については、平成 22 年は 6 箇所すべてで「可」であり、「不適」及び「改善対策を要するもの」とされた箇所は無かった。平成 21 年は「適」1 箇所、「可」5 箇所であった。



出典:「水浴場水質調査結果」(環境省)

② プロジェクトの進捗状況

陸域における水環境改善については、汚水処理施設の整備や汚水処理の高度化による汚濁負荷の削減に取り組んでいるほか、東京湾に流入する河川の浚渫等による浄化対策や水源地域における森林の整備・保全を進めている。

海域における水環境改善については、底泥の浚渫、藻場の再生等の取組を進め

ている。

さらに、「東京湾再生推進会議モニタリング分科会」、「九都県市首脳会議環境問題対策委員会水質改善専門部会」及び「東京湾岸自治体環境保全会議」において、国、自治体、市民団体、大学研究機関、企業等 131 の機関と連携して、東京湾と陸域の水質環境の把握及び汚濁のメカニズムの解明を目的とした「東京湾水質一斉調査」を 750 地点で実施するなど水質環境のモニタリングに取り組んでいる。

写真15-1「東京湾水質一斉調査」



写真提供:東京湾再生推進会議モニタリング分科会

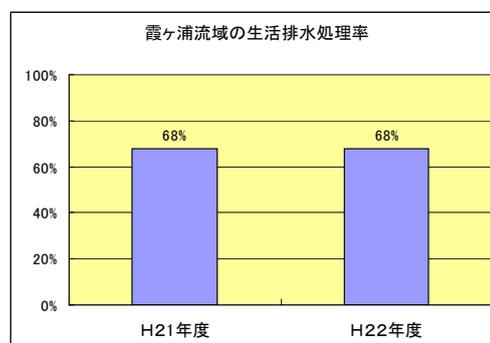
③プロジェクトの課題と今後の取組の方向

国、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市で構成される「東京湾再生推進会議」において策定した行動計画の施策について、分析、評価等を行いながら、快適で親しみやすく、多くの生物が生息する、美しい泳げる東京湾を再生・創出するため、多様な主体が連携・協働して陸域から海域に至る総合的な水環境改善対策及び継続的なモニタリングを引き続き推進していく必要がある。

(16) 泳げる霞ヶ浦・水質浄化プロジェクトについて

①プロジェクトの推進状況

- ・霞ヶ浦流域の生活排水処理率については、平成22年度で68%であり、平成21年度と同じである。



出典:茨城県調べ

②プロジェクトの進捗状況

水質改善対策については、霞ヶ浦流域市町村において、下水道、農業集落排水施設の整備や高度処理型浄化槽の整備を促進しているほか、肥料の節減等を目的としたエコ農業の推進等を通じ、汚濁負荷の削減に取り組んでいる。また、湖内においては、国による底泥の浚渫や茨城県による外来魚の回収等に取り組んでいるほか、水生植生帯の再生による浄化対策を推進している。

潤いのある水辺空間の創出については、行政や住民、NPO等からなる「霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会」において、湖岸植生帯の再生を推進している。また、国等において霞ヶ浦の水辺環境に配慮した、きめ細やかな水位運用の試験や湖岸植生帯のモニタリングに取り組んでいる。

写真16-1 「霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会」による湖岸植生帯再生の取組



写真提供:関東地方整備局

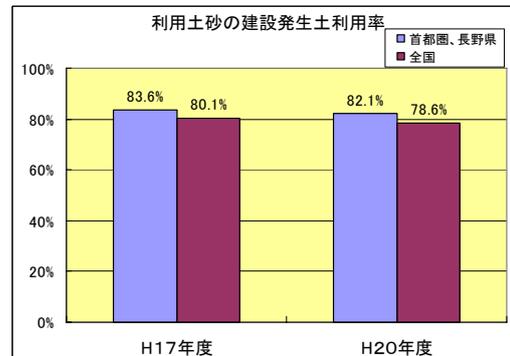
③プロジェクトの課題と今後の取組の方向

広大で多様な機能を有する霞ヶ浦の良好な水環境を創出するため、流域及び湖内における水質浄化対策や湖岸植生帯の再生等潤いのある水辺空間の創出に取り組んでいるが、霞ヶ浦の水質については、汚濁の進行は抑えられているものの、大幅な改善には至っていない。湖沼の水質改善には、流域住民をはじめとした関係者の長期にわたる持続的な取組が必要であり、長期的な展望を持った上で、着実に対策を進めることが重要である。次世代に霞ヶ浦を貴重な資産として残すため、関係機関及び関係者の幅広い合意と協力の下、「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」等の検証・評価等を行いながら、引き続き水質改善対策等に取り組んでいく必要がある。

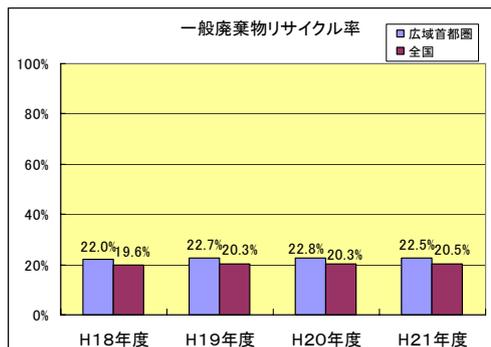
(17) 循環型社会形成推進プロジェクトについて

① プロジェクトの推進状況

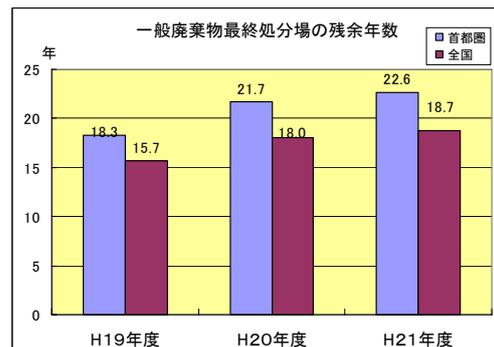
- ・ 利用土砂の建設発生土利用率については、平成20年度で82.1%であり、平成17年度と比べて1.5ポイント減少したが、全国を上回っている。
- ・ 一般廃棄物リサイクル率については、平成21年度で22.5%であり、平成20年度と比べ0.3ポイント減少したが、全国を上回っている。
- ・ 一般廃棄物最終処分場の残余年数については、平成21年度で22.6年であり、平成20年度と比べ0.9年増加し、全国を上回っている。



出典：「平成20年度建設副産物実態調査結果について」(国土交通省)
 ※■の対象エリア：首都圏、長野県



出典：「環境統計集」(環境省)より首都圏広域地方計画推進室作成
 ※■の対象エリア：広域首都圏



出典：「一般廃棄物処理事業実態調査の結果」(環境省)
 ※■の対象エリア：首都圏

② プロジェクトの進捗状況

発生抑制については、エコ・カレッジ等の開催や環境アドバイザーの派遣等による環境教育、マイバックキャンペーン等の実施、グリーン購入等環境マネジメントシステムの推進に取り組んでいる。

再使用については、建設発生土情報交換システムの活用による建設発生土の広域利用の取組が進んでいる。また、リユースびん・マイボトル運動等の啓発活動に取り組んでいる。

写真17-1 マイバックキャンペーン
 (PRキャラバン隊によるレジ袋削減の取組)



写真提供：神奈川県

再生利用については、各地におけるリサイクル製品や優良事業者の認定を通じた流通促進により、焼却灰のセメント化、使用済み食用油のバイオディーゼル燃料化、スラグや生ゴミ等の再資源化等の再生利用促進に取り組んでいる。

熱回収については、清掃工場における廃熱ボイラによる熱回収、発電に取り組んでいる。

産業廃棄物の広域的な適正処理については、廃棄物中間処理施設や最終処分場の確保・延命化に向けた取組が進んでいる。また、29自治体（1都11県17市）が連携した「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会」（通称名「産廃スクラム29」）において、各地で運搬車両一斉路上調査や海上からの不法投棄監視活動、自治体間と民間の協力員が連携した不法投棄監視パトロールに取り組んでいる。

写真17-2 使用済み食用油のバイオディーゼル燃料化推進の取組（ごみ収集車実証走行実験）



写真提供：相模原市

写真17-3 産廃スクラム29の取組（運搬車両一斉路上調査）



写真提供：茨城県

③プロジェクトの課題と今後の取組の方向

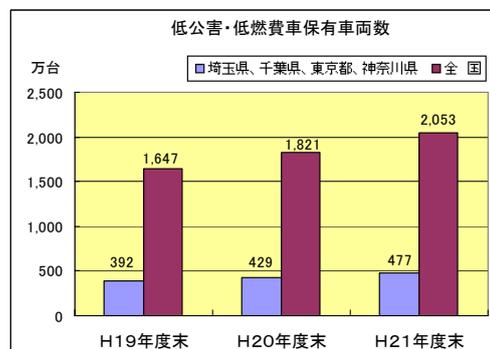
人口が集中し、産業活動が活発な首都圏で大きな課題となる廃棄物等に対しては、国、地方公共団体、事業者、住民等すべての主体が協働・連携し、3R、適正処理、不法投棄防止対策の取組等を引き続き推進し、循環型社会への転換に向けて地球温暖化対策にも資する環境負荷の軽減と資源の節約を図ることが重要である。

このため、各主体が協働・連携した環境教育やセミナー等の啓発活動による環境意識の醸成や環境配慮製品の普及、グリーン購入等環境マネジメントシステムを推進し、さらにリサイクル製品の流通促進やバイオマス資源の活用等による循環市場の拡大と循環産業の育成を図り、加えて廃棄物中間処理施設の整備及び最終処分場の確保・延命化による広域的な廃棄物処理容量の確保、産業廃棄物処理の適正化などに引き続き取り組む必要がある。

(18) 南関東大気汚染対策プロジェクトについて

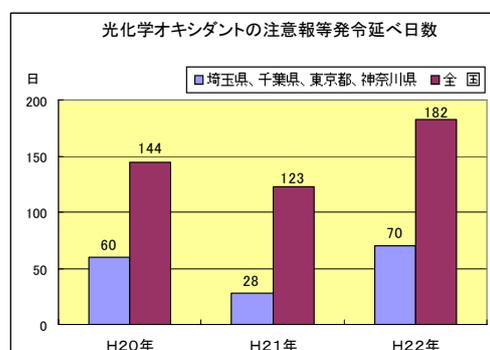
① プロジェクトの推進状況

- ・ 低公害・低燃費車保有車両数については、平成 21 年度末で約 477 万台であり、平成 20 年度末と比べ約 48 万台増加し、全国の約 4 分の 1 となっている。



出典：「自検協統計自動車保有車両数」(財)自動車検査登録情報協会)及び国土交通省関東運輸局調べ
 ※ ■ の対象エリア：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

- ・ 光化学オキシダントの注意報等発令延べ日数については、平成 22 年で 70 日であり、平成 21 年と比べ 42 日増加し、全国の約 4 割を占めている。



出典：「光化学オキシダント注意報の月別発令延日数」(環境省)
 ※ ■ の対象エリア：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

② プロジェクトの進捗状況

交通関連対策については、幹線道路ネットワークの整備や交差点改良等道路構造の改善による自動車交通流対策を推進しているほか、公共車両優先システム、バスロケーションシステム等の導入支援等による公共交通機関の利便性向上、マイカー自粛キャンペーン等を通じたモビリティマネジメントの推進による公共交通機関の利用促進を図っている。また、ハイブリッド自動車・電気自動車等低公害・低燃費自動車の導入支援やエコドライブキャンペーンの推進に取り組んでいる。

写真 18-1 公共車両優先システムを導入したバス



写真提供：関東運輸局

物流関連対策については、南関東の九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市）において、路上検査の実施等ディーゼル自動車排出ガス規制強化に連携して取り組んでいる。また、都市部や物流拠点周辺での共同輸配送やモーダルシフト等支援事業、グリーン物流パートナーシップ会議の開催等により、物流の効率化・環境負荷低減を図っている。

写真18-2 九都県市ディーゼル車規制一斉調査



写真提供：東京都環境局

固定発生源対策については、ばい煙発生施設へのばい煙排出基準の確認等立入検査を行うとともに、硫黄酸化物、窒素酸化物に関しては、地域を指定し総量規制を実施している。また、関東経済産業局においては、揮発性有機化合物（VOC）排出抑制が進んでいない中小企業への排出抑制支援及び普及啓発を実施することにより、自主的な取組の促進を図っている。

【トピック】 かながわエコドライブフォーラム2011の開催

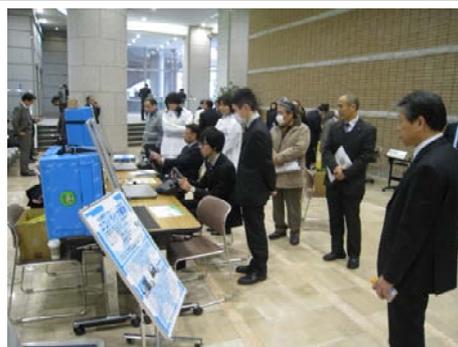
大気汚染防止や地球温暖化防止として有効な、環境にやさしい運転方法「エコドライブ」について広く普及させることを目的として、「かながわエコドライブ推進協議会」の主催により、平成23年2月8日に「かながわエコドライブフォーラム2011」が開催された。

当日は、329人の来場者の方々を迎え、基調講演や関連企業の事例発表、パネルディスカッション、支援機器デモンストレーション等のロビー展示を行った。

写真18-3 かながわエコドライブフォーラム2011



パネルディスカッション



ロビー展示
(エコドライブ支援機器デモンストレーション)

写真提供：神奈川県

③プロジェクトの課題と今後の取組の方向

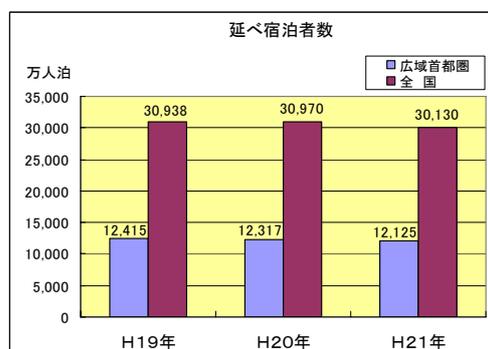
南関東地域については、主として自動車に起因する大気汚染が問題となっており、引き続き、幹線道路ネットワークの整備等による自動車交通流対策の推進、公共車両優先システム・バスロケーションシステムの普及促進やエコ通勤施策の推進等による公共交通機関の利用促進、低公害車（電気自動車・ハイブリッド自動車）専用タクシー乗り場の設置や優遇税制等による低公害・低燃費自動車の導入促進のほか、ディーゼル自動車排出ガス規制強化、モーダルシフト等物流の効率化に向けた取組を促進する必要がある。

また、光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物、窒素酸化物等について、自動車や固定発生源に対する規制の徹底や、自主的な取組の促進等により排出抑制を図っていく必要がある。

(19) 広域観光交流推進プロジェクトについて

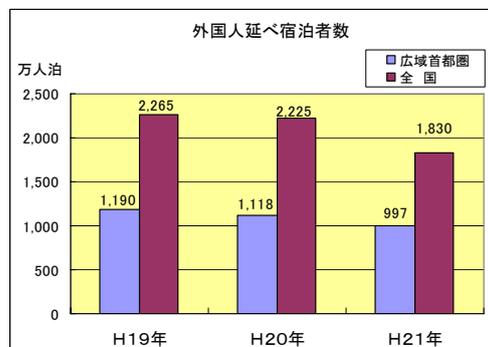
① プロジェクトの推進状況

- ・延べ宿泊者数については、平成 21 年で約 12,125 万人泊であり、平成 20 年と比べ約 192 万人泊減少したが、全国の約 4 割を占めている。



出典:「宿泊旅行統計調査」(国土交通省観光庁)
※ 〇の対象エリア:広域首都圏

- ・外国人延べ宿泊者数については、平成 21 年で約 997 万人泊であり、平成 20 年と比べ約 121 万人泊減少したが、全国の約半数を占めている。



出典:「宿泊旅行統計調査」(国土交通省観光庁)
※ 〇の対象エリア:広域首都圏

② プロジェクトの進捗状況

地域と観光事業者等の連携による魅力ある観光地の形成については、自治体を含む官民の観光関係者の幅広い力を集約するため「関東観光推進会議」を開催するとともに、各地の観光推進協議会等における新たな広域観光ルートの開発、ビジット・ジャパン地方連携事業による海外の旅行関係者招請事業や現地でのプロモーション活動等に取り組んでいる。また、観光圏整備法に基づき認定された各観光圏等において、観光圏整備事業や観光地域づくりプラットフォーム支援事業等を活用し、地域の幅広い関係者の連携による宿泊サービス向上の取組や観光資源を活用したサービスの開発等が行われている。さらに、日本風景街道の登録ルートの周辺地域における植栽・美化活動等や、旅行商品へのアドバイス等を行う関東観光まちづくりコンサルティング事業等の取組が進んでいる。

観光旅客の来訪促進のための交通体系の整備については、高速で円滑な広域的移動を実現する高規格幹線道路や地域高規格道路等の整備を進めるとともに、広域観

写真19-1 観光圏における取組事例
(大山千枚田、棚田の夜祭り)



写真提供:南房総地域観光圏整備推進協議会

光ルート形成等と連携した空港の利用促進を図っている。

**【トピック】 海ほたるで
「北関東道まもなく全線開通 ゆるキャラ祭り！」を開催**

平成23年3月19日の北関東自動車道の全線開通に先駆けて、各県の「ゆるキャラ®」が東京湾アクアライン 海ほたるパーキングエリアに集合し、東京を中心とした高速道路利用者の方々に観光PR等を行う「北関東道まもなく全線開通 ゆるキャラ祭り！」を東日本高速道路㈱関東支社と北関東広域連携推進協議会の協力により、平成23年2月5日に開催した。

当日は、北関東自動車道で結ばれる北関東3県のみならず、磐越自動車道などにより高速道路でループ状に結ばれる福島県や新潟県からも、各県を代表する「ゆるキャラ®」が集合して、記念撮影会やクイズ大会、特産品販売等を行った。

写真19-2 北関東道まもなく全線開通 ゆるキャラ祭り



勢ぞろいした「ゆるキャラ®」



特産品販売の様子

写真提供：茨城県

観光旅客受け入れ体制の整備については、案内標識の多言語化に向けた検討、観光ボランティアの育成やホテル・旅館等の従業員等を対象とした外国人観光客おもてなし講座の開催等の取組が各地で進んでいる。

東日本大震災により、首都圏の観光地では、茨城県をはじめとする多くのホテル・旅館が被災し、旅行業でのキャンセル続出や観光関連イベントの中止等、甚大な被害を受けた。関係機関においては、発災直後から被害状況の把握に努めるとともに、被災地域の観光復興に向けた支援等に取り組んでいる。

③プロジェクトの課題と今後の取組の方向

訪日外国人旅行者数3,000万人プログラムの達成を目指して、中国をはじめとする東アジア諸国を当面の最重点市場と位置づけ、最適なマーケティングプランを構築し、選択と集中による効果的なプロモーションを展開する必要がある。また、地域の幅広い関係者が参加する各観光圏等において、着地型旅行商品の企画・販売等を行う取組を推進していくとともに、観光地へのアクセス・観光周遊ルート形成等のための主要都市間等を連絡する高規格幹線道路等の整備推進や外国語ガイドの人材育成等を行う訪日外国人旅行者の受入環境整備等の取組を進めていく必要がある。

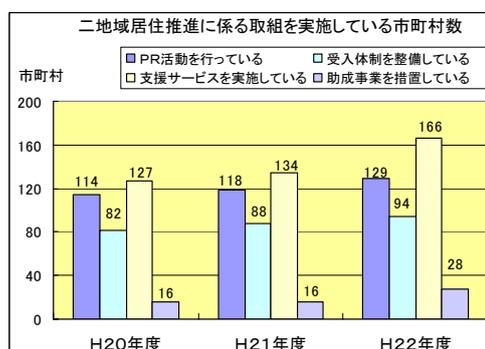
東日本大震災後、風評被害等の影響により外国人旅行者が激減するなど、観光に深刻な影響が生じた。この震災を受けて、平成23年5月17日に開催された関東観

光推進会議において、被災地域の観光復興に向けた支援に取り組むことや風評被害を払拭し、観光を通じた経済の活性化に関係者が連携して取り組むことを盛り込んだ「観光復興宣言」が採択された。この復興宣言を受け、同年7月から関東地方の観光情報等を提供する「関東観光情報ポータルサイト」の開設や外国人留学生サポーターによる観光地の情報発信等、被災地域の観光復興を応援する取組が始まっている。今後も、被災県における旅行商品造成・観光イベント開催等を盛り込んだ国際的観光需要創出に向けた調査事業の実施や風評被害緊急対策として海外のメディア及び旅行会社招請の重点的实施等、関係者との相互の連携を深め、被災地域の観光復興と観光を通じた経済の活性化に向けた取組を強力に進めていく必要がある。

(20) 地域間交流・二地域居住推進プロジェクトについて

① プロジェクトの推進状況

・二地域居住推進に係る取組を実施している市町村数については、平成22年度は「PR活動を行っている」が129市町村で、「受入体制を整備している」が94市町村、「受入にあたり支援サービスを実施している」が166市町村、「助成事業を措置している」が28市町村であり、平成21年度と比べいずれも増加した。



出典：首都圏広域地方計画推進室調べ
 ※対象エリア：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県、福島県、新潟県、長野県、静岡県
 （福島県については、調査実施が困難な一部地域を除く）

② プロジェクトの進捗状況

都市と農山漁村との交流拡大については、都内に本社のある企業への訪問活動や事業説明会を開催するなど、都市部における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現にむけた企業への働きかけを推進するとともに、コーディネーター育成のためのインターンシップ事業に取り組んでいる。

また、耕作放棄地を活用した教育ファームの設置、子どもたちの長期宿泊体験やグリーン・ブルーツーリズム等農山漁村滞在型余暇活動の促進等に取り組んでいる。

写真20-1 コーディネーター育成のための取組事例
 「えがおの学校(研修風景)」(山梨県北杜市)



写真提供：山梨県北杜市

二地域居住の推進については、各地において空家情報等の提供を始め様々な取組を行っている。

栃木県では、「“とちぎ暮らし”推進協議会」による個別移住等相談会や農業大学校における農業技術研修等に取り組んだ。

群馬県では、「ぐんまの山村・都市交流事業実行委員会」による専用ポータルサイトの運営、首都圏に住む田舎暮らし希望者に対して現地での生活を体験してもらう「田舎暮らし体験ツアー」等に取り組んだ。

山梨県では、「甲斐適生活応援隊」による相談会・セミナー、農業大学校における農業体験講座、地域NPO法人による古民家ワークショップの開催等に取り組んだ。

福島県では、都内に「ふくしまふるさと暮らし情報センター」を設置し、田舎暮らしセミナーの開催、田舎暮らしに関する個別相談や県内のU I ターン情報を発信するホームページの運営等に取り組んだ。

③プロジェクトの課題と今後の取組の方向

首都圏の農山漁村では、高齢化と後継者不足等により、集落そのものの維持が困難となっているところもあり、地域の活性化を目指すためには、恵まれた地域資源を活用し、交流人口の拡大を図ることが必要である。

一方で首都圏の都市部では、二地域居住や田舎暮らし等様々なライフスタイルを指向する人々が暮らしており、これらの人々が地域の活性化に貢献することが期待されている。

このため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現にむけた企業への働きかけを推進するとともに、地域のプロモーター的役割を果たす人材の育成・支援、交流拠点の整備、県内外の子どもたちへの長期宿泊体験等に取り組むことにより、都市と農山漁村との交流拡大を推進することが重要である。

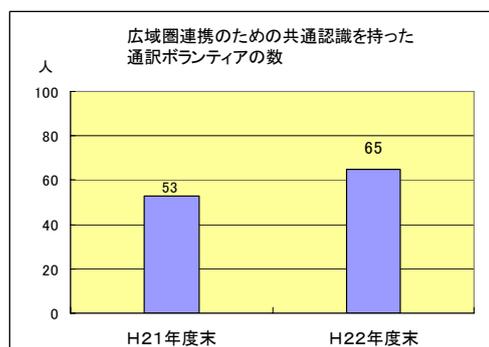
また、空家の改修支援、空家情報の一元的提供や体験ツアーの開催等の活動について、NPO等と連携しながら取り組むことにより魅力ある二地域居住、定住環境の形成等を推進する必要がある。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、自治体・NPO・個人等様々なレベルにおいて平時から地域間の交流・連携に取り組んでおくことが、防災力向上の観点から有効であることから、更に本プロジェクトを推進していく必要がある。

(21) 北関東多文化共生地域づくりプロジェクトについて

① プロジェクトの推進状況

- ・ 広域圏連携のための共通認識を持った通訳ボランティアの数については、平成 22 年度末で 65 人であり、平成 21 年度と比べ 12 人増加した。



出典：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県調べ
※対象エリア：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県

② プロジェクトの進捗状況

コミュニケーション支援については、多言語で対応できる医療通訳ボランティアや災害時通訳ボランティアの育成、日本語講座等に取り組んでいる。

地域住民のコンセンサスの醸成については、災害発生時を想定した多言語情報センター設置運営訓練や在住外国人を対象とした避難所体験訓練等に取り組んでいる。

写真21-1 日本語講座(茨城県古河市)



写真提供：古河市国際交流協会

写真21-2 在住外国人を対象とした避難所体験訓練



写真提供：群馬県

③ プロジェクトの課題と今後の取組の方向

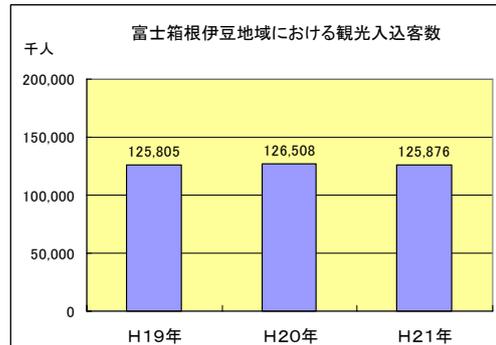
多様な文化、生活習慣、価値観を有する在住外国人が、日本社会の一員として様々な分野に参画することが地域社会の活力と発展に結びつくこととなる。そのためには、在住外国人が直面している様々な課題を解消していく必要があり、日本語で生活できるための日本語講座等のコミュニケーション支援、事業主に対する指導、地域住民が多文化共生に対する必要性・意義について理解を深めることを目的とした取組を進め、在住外国人が地域社会で自立し共生できるよう、様々な主体が連携し環境整備を進めていく必要がある。

また、東日本大震災では、ウェブサイトによる多言語での情報提供や通訳ボランティアによる相談対応が在住外国人の支援となったことを踏まえ、引き続き災害情報を含む多言語ウェブサイトの整備や通訳ボランティア等多言語で対応できる人材の養成を進めていくことが重要である。

(22) 富士箱根伊豆交流圏プロジェクトについて

① プロジェクトの推進状況

- ・ 富士箱根伊豆地域における観光入込客数については、平成 21 年で 125,876 千人であり、平成 20 年と比べ 632 千人減少した。



出典：神奈川県、山梨県、静岡県調べ
※対象エリア：神奈川県（足柄上・西湘地域）、山梨県（富士・峡南地域）、静岡県（伊豆・富士地域）

② プロジェクトの進捗状況

観光振興については、「富士箱根伊豆国際観光テーマ地区推進協議会」において、新たな広域観光ルートの開発、ビジット・ジャパン地方連携事業による海外の旅行関係者招請事業や現地でのプロモーション活動等に取り組んでいる。また、「富士山・富士五湖観光圏」のほか、観光圏整備法に基づき新たに認定を受けた「箱根・湯河原・熱海・あしがら観光圏」及び「伊豆観光圏」について、地域の関係者の連携により、長期滞在型の観光地づくりに向けた取組が進んでいる。

写真22-1 海外における観光PR活動(タイ)



写真提供：富士箱根伊豆国際観光テーマ地区推進協議会

【トピック】 中国の著名作家を招聘した観光PRを実施

神奈川県、山梨県、静岡県の3県で構成される「富士箱根伊豆国際観光テーマ地区推進協議会」では、平成22年9月20日から26日までの7日間にわたり、ビジット・ジャパン地方連携事業を活用し、中国の著名女流作家等によるフォトエッセイ制作事業を実施した。

3県の観光地をテーマとした取材ツアーとして、神奈川県の温泉テーマパークや水族館、山梨県のワインやぶどう狩り、静岡県の茶畑や漁港廻りなどを体験していただいた。

平成23年3月に、女流作家4人によるオムニバス形式のフォトエッセイ20万部が出版され、3県の観光地が中国国内に広くPRされた。

写真22-2 ぶどう狩りを体験する中国人作家



写真提供：富士箱根伊豆国際観光テーマ地区推進協議会

災害対策の推進については、神奈川県、山梨県及び静岡県との3県連携による富士山火山防災対策に関する相互応援体制の整備や合同防災訓練の実施等、東海地震等による被害の軽減のための緊急輸送道路の整備や住宅・建築物の耐震化対策、住民や観光客等の避難者・帰宅困難者対策の検討等に取り組んでいる。

交通体系整備の推進については、観光振興や災害対策に資する高規格幹線道路等の整備や公共交通機関の利便性向上に取り組んでいる。

環境対策の推進については、「山静神富士箱根伊豆地域不法投棄防止連絡会議」における廃棄物の不法投棄防止のための3県合同パトロールの実施、3県と代表市町村（富士河口湖町、山中湖村、富士宮市、小田原市、箱根町）で構成する「国際観光地にふさわしい屋外広告物検討プロジェクトチーム」において、屋外広告物の是正・改善に向け、モデル地域を設定した検討を行っている。

富士山の世界文化遺産登録に向けた取組については、推薦書原案の検討、出前講座・パネル展・啓発物品の配付等による広報・啓発活動を実施している。

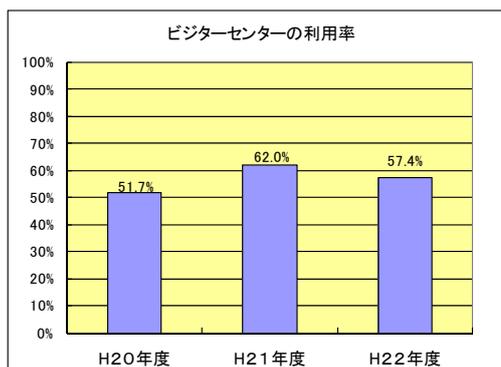
③プロジェクトの課題と今後の取組の方向

富士箱根伊豆地域は、我が国を代表する国際観光地であり、海外の観光地との競争にも勝ち抜けるよう観光振興を軸とした取組を引き続き推進するとともに、地域住民や外国人旅行者を含む観光客の地震、風水害、火山噴火に対する安全確保を図る必要がある。このため、「富士箱根伊豆交流圏構想」と本プロジェクトを引き続き一体的に推進し、外国人向け観光ルートの設定や3県共同観光プロモーションの実施等や富士山の世界文化遺産登録の早期実現による観光振興、富士山火山防災対策・東海地震等の地震防災対策に関する相互応援体制の整備等による災害対策、観光振興や災害対策等に資する高規格幹線道路の整備等による交通体系整備、3県合同不法投棄防止一斉パトロールの実施等による環境対策等の取組を強化し、広範囲に拡大していく必要がある。

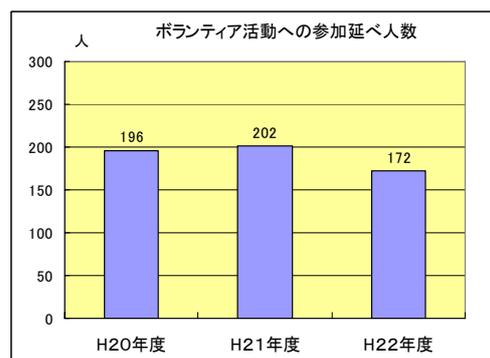
(23) みんなの尾瀬を みんなで守り みんなで楽しむプロジェクトについて

①プロジェクトの推進状況

- ・ビジターセンターの利用率については、平成 22 年度で 57.4%であり、平成 21 年度と比べ 4.6 ポイント減少した。
- ・ボランティア活動への参加延べ人数については、平成 22 年度で 172 人であり平成 21 年度と比べ 30 人減少した。



出典:「尾瀬山の鼻 尾瀬沼 ビジターセンター運営記録」(尾瀬保護財団)
より首都圏広域地方計画推進室作成



出典:「尾瀬山の鼻 尾瀬沼 ビジターセンター運営記録」(尾瀬保護財団)

②プロジェクトの進捗状況

生態系及び風景の保護については、シカ・クマの生態把握や植生被害調査の実施、植生荒廃地の植生復元のための登山ルート見直しと利用のルールづくりに取り組んでいる。

適正な利用の推進と多様な主体の交流・連携による地域振興については、群馬県、福島県、新潟県の小・中学生を対象とした尾瀬子どもサミットの開催や各主体による環境学習の実施に取り組んでいる。また、「尾瀬認定ガイド協議会」による尾瀬自然ガイド（平成 22 年度認定者 216 名）及び尾瀬登山ガイド（平成 22 年度認定 39 名）の認定制度を通じたスタッフの充実、利用者が集中する入山口の分散化、ビジターセンターの機能強化に取り組んでいる。

管理運営体制の確立については、関係者の情報共有と協働を促進するため、「尾瀬国立公園関係者連絡会議」や「尾瀬サミット」の開催、尾瀬ボランティアの募集等に取り組んでいる。

写真23-1 環境教育の取組(尾瀬子どもサミット)



写真提供:新潟県

【トピック】 尾瀬サミット2010の開催

尾瀬サミットは、群馬県、福島県、新潟県の3県知事が尾瀬を舞台に広域的な環境問題や3県の交流について話し合い、尾瀬の自然保護や3県の環境施策を一層促進するため、平成4年より毎年開催している。

平成22年9月に「尾瀬サミット2010」を瀬ヶ原・山ノ鼻地区の尾瀬ロッジで開催し、「みんなの尾瀬を みんなで守り みんなで楽しむ」をテーマに3県の知事、各関係者が尾瀬の保護と利用のバランスについて、意見交換を行った。

写真23-2 尾瀬サミット2010



写真提供：(財)尾瀬保護財団

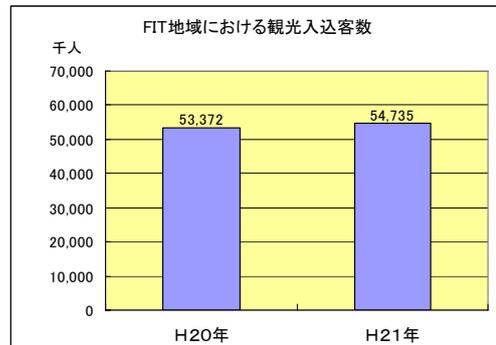
③プロジェクトの課題と今後の取組の方向

わが国を代表する貴重で繊細な尾瀬の自然環境の保全とエコツーリズムの推進等を図るためには、地域住民やNPO、尾瀬ボランティア等関係者の連携が重要であり、各主体の協働の下、荒廃地の植生復元、利用マナーの普及啓発、過剰利用の分散を図るためのアプローチ方法の改善、ビジターセンターの機能強化、企業・団体のサポート体制の整備等を引き続き推進する必要がある。

(24) FIT 広域交流圏プロジェクトについて

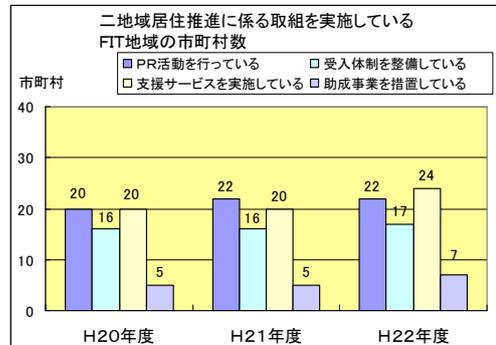
① プロジェクトの推進状況

- ・ FIT 地域（福島県・茨城県・栃木県の3県の県際地域の市町村）における観光入込客数については、平成 21 年で 54,735 千人であり、平成 20 年と比べて 1,363 千人増加した。



出典：福島県、茨城県、栃木県調べ
※対象エリア：福島県・茨城県・栃木県の3県の県際地域の市町村

- ・ 二地域居住推進に係る取組を実施している FIT 地域の市町村数については、平成 22 年度は「PR 活動を行っている」が 22 市町村、「受入体制を整備している」が 17 市町村、「受入にあたり支援サービスを実施している」が 24 市町村、「助成事業を措置している」が 7 市町村であり、平成 21 年度と比べ「PR 活動を行っている」を除き増加した。



出典：首都圏広域地方計画推進室調べ
※対象エリア：福島県・茨城県・栃木県の3県の県際地域の市町村
(福島県については、調査実施が困難な一部地域を除く)

② プロジェクトの進捗状況

FIT ブランドの創出・育成については、地域資源を活かした地域ブランド戦略の策定に向けた検討を行うとともに、FIT 地域の特産品の展示・販売を展開するなど、販路拡大に取り組んでいる。

広域観光交流の推進については、「FIT 構想推進協議会」のポータルサイトによる情報発信、広域観光交流セミナーの実施、都内における PR イベントの開催、多様な地域資源を活用した周遊・観光ルートの企画等に取り組んでいる。

交流・二地域居住の推進については、都内において交流・二地域居住セミナーや田舎暮らしに関する個別相談等に取り組んでいる。

写真24-1 都内におけるセミナーの開催



写真提供：福島県

【トピック】 まるごとFITフェア2010の開催

FIT構想推進協議会では、福島(F)・茨城(I)・栃木(T)3県のおいしいものを集めたイベントとして、「まるごとFITフェア2010」を豊島区池袋において、平成22年12月19日、20日の2日間にわたり開催した。

延べ41,000名が来場し、FIT地域の特産品の販売のほか、FIT地域内市町村のPRイベント等を行った。

写真24-2 まるごとFITフェア2010



写真提供:福島県

③プロジェクトの課題と今後の取組の方向

一体的な交流圏の形成を図るため、豊かな地域資源を活かし、特産品の開発等FITブランドの創出・育成や広域観光交流、二地域居住の推進に引き続き取り組むことが必要であり、また、東日本大震災の教訓を踏まえ、安全で安心なFIT圏域づくりのための課題等について検討を進める必要がある。

3. 各戦略目標の達成状況

本計画に掲げたそれぞれの戦略目標の達成状況の把握は、平成 21 年度、平成 22 年度、平成 23 年度の各プロジェクトの進捗状況を踏まえ、平成 23 年度の推進状況のとりまとめの際に行うものとする。

総括的な評価

本計画については、平成 21 年 8 月に決定されて以降、戦略プロジェクトを推進するための様々な取組を進めてきたところである。今後も引き続き多様な主体が広域的に連携しながら取組を進めることにより、方針 1 「国際競争力の強化」、方針 2 「暮らしやすく、美しい地域の実現」、方針 3 「安全で安心な生活の保障」、方針 4 「良好な環境の保全・創出」、方針 5 「多様な主体の交流・連携」という戦略目標を達成し、新たな首都圏の将来像～世界の経済・社会をリードする風格ある圏域～の実現を図っていく。

また、東日本大震災では、首都圏においても太平洋沿岸を中心に甚大な被害を受けたほか様々な課題が発生している。今後、危惧されている首都直下地震について、今回の震災での教訓・課題を踏まえ、多様な主体による広域的な連携・協働による対応の必要性を検討していくとともに、引き続き、誰もが安全に安心して暮らせる、災害に強い圏域の実現を図っていく。

首都圏広域地方計画協議会構成機関

【国の地方行政機関】

警察庁関東管区警察局
総務省関東総合通信局
財務省関東財務局
厚生労働省関東信越厚生局
農林水産省関東農政局
林野庁関東森林管理局
経済産業省関東経済産業局
国土交通省東北地方整備局
国土交通省関東地方整備局
国土交通省北陸地方整備局
国土交通省中部地方整備局
国土交通省関東運輸局
国土交通省東京航空局
海上保安庁第三管区海上保安本部
環境省関東地方環境事務所
環境省中部地方環境事務所

【都県】

茨城県
栃木県
群馬県
埼玉県
千葉県
東京都
神奈川県
山梨県
福島県
新潟県
長野県
静岡県

【指定都市】

さいたま市
千葉市
横浜市
川崎市
相模原市

【市町村団体】

全国市長会関東支部
関東町村会

【経済団体】

関東商工会議所連合会

(事務局)

首都圏広域地方計画推進室